

平成26年 9月 9日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年9月9日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 特別委員会調査報告 東庄町議会議員の定数に関する検討調査について(議員定数検討調査特別委員会委員長)(別冊)
- 日程第 7 発議第 2号 東庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて(別冊)
- 日程第 8 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第23号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第12 議案第24号 東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第13 議案第25号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第14 議案第26号 東庄町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第27号 東庄町防災会議条例及び東庄町災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第28号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第17 議案第29号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定

することについて

- 日程第 18 議案第 30 号 東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 19 議案第 31 号 平成 26 年度東庄町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 32 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 33 号 平成 26 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 34 号 平成 26 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 認定第 1 号 平成 25 年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 2 号 平成 25 年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 3 号 平成 25 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 4 号 平成 25 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 5 号 平成 25 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 6 号 平成 25 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 7 号 平成 25 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 30 認定第 8 号 平成 25 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
- 日程第 31 請願第 3 号 道路拡幅整備及び側溝整備に関する請願

日程第 32 休会の件

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 特別委員会調査報告 東庄町議会議員の定数に関する検討調査について（議員定数検討調査特別委員会委員長）（別冊）
- 日程第 7 発議第 2 号 東庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて（別冊）
- 日程第 8 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 11 議案第 23 号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 12 議案第 24 号 東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 13 議案第 25 号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 14 議案第 26 号 東庄町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第 15 議案第 27 号 東庄町防災会議条例及び東庄町災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 16 議案第 28 号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 17 議案第 29 号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 18 議案第 30 号 東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 19 議案第 31 号 平成 26 年度東庄町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第20 議案第32号 平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

日程第21 議案第33号 平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補
正予算(第1号)

日程第22 議案第34号 平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1
号)

出席議員(15名)

| | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 林 | 俊之 | 君 |
| 2番 | 大網 | 正敏 | 君 |
| 4番 | 花香 | 孝彦 | 君 |
| 5番 | 佐久間 | 義房 | 君 |
| 6番 | 板寺 | 正範 | 君 |
| 7番 | 城之内 | 一男 | 君 |
| 8番 | 高木 | 武男 | 君 |
| 9番 | 林 | 甚一 | 君 |
| 10番 | 鈴木 | 正昭 | 君 |
| 11番 | 多田 | 和弘 | 君 |
| 12番 | 土屋 | 進 | 君 |
| 13番 | 山崎 | ひろみ | 君 |
| 14番 | 宮崎 | 正吾 | 君 |
| 15番 | 高嶋 | 雅弘 | 君 |
| 16番 | 鎌形 | 寿一 | 君 |

欠席議員

なし

出席説明員(15名)

| | | | | |
|--------|---|----|----|---|
| 町 | 長 | 岩田 | 利雄 | 君 |
| 副町 | 長 | 清水 | 正幸 | 君 |
| 監査委員 | | 平山 | 茂 | 君 |
| 会計管理者 | | 鈴木 | 努 | 君 |
| 健康福祉課長 | | 石毛 | 克身 | 君 |

総務課長 金島正好君
病院事務長 鈴木和雄君
産業振興担当課長 石毛一久君
まちづくり課長 大後修司君
町民課長 多部田秀也君
農業委員会事務局長 河津静夫君
教育委員会委員長 向後元道君
教 育 長 小澤 茂君
教 育 課 長 林 敏行君
生涯学習担当課長 笹本博之君

出席事務局員（3名）

事務局 長 小林 豊
次 長 宮前玉子
主 査 箕輪 広次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成26年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 土屋進君、4番 花香孝彦君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成26年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る9月2日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、発議1件、町長提案23件、請願1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月19日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に特別委員会調査報告を行い、続いて、発議第2号を上程し、質疑、採決を行います。次に、同意第2号を上程し、採決します。続いて、諮問第2号、第3号を上程し、採決の後、議案第23号から議案第34号までを順次、上程し、質疑、採決を行い、延会といたします。

第2日目の10日には、認定第1号から認定第8号までの平成25年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。その後、議会の議決をいただいて議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、

お手元の委員会付託表のとおり、詳細な審査を同委員会に付託することとなります。ここで暫時休憩し、引き続き議場において決算審査特別委員会を開催し、委員長・副委員長の互選を行い、終了後、本会議を再開し、改めて委員長・副委員長の互選結果の報告を行います。次に、請願第3号を上程し、請願紹介議員の代表から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託した後、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の11日から18日までは休会としまして、この間、11日、12日、16日には決算審査特別委員会を、17日には総務産業常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日19日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの決算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決の後、総務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑、採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の議会報告を行う予定です。また、お手元に陳情書の写し1件を参考配付としてお配りしましたが、本町議会としては、議員各位に配付するのみにとどめることにしましたので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月19日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、発議1件、請願1件を受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、行政報告を申し上げる前に、去る8月20日未明に広島で発生をいたしました土砂災害により72名の方が亡くなり、今なお2名の方が行方不明となっております。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、平成26年6月1日から8月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、国家公務員の実地体験研修ということで、6月30日から3名の新任国家公務員を受け入れ、本町の新規採用職員とともに、5日間にわたり研修をしてもらいました。

また、記載をしておりますが、去る8月29日には、国の第一線で活躍する各省庁5人の課長が本町を訪れ、林代議士、遠藤県議の同席のもと、町からは鎌形議長、高嶋商工会長、堀内農業委員会長に出席をいただき、意見交換を行いました。国とのつながりを大事にして政策に活かしてまいりたいと考えております。

次に2ページ目上段、防災関係でございますけれども、8月4日、神奈川県大井町と大規模災害時相互応援協定を締結いたしました。防災はもとより、幅広い交流を図ってまいりたいと考えております。

また、台風8号の対応と台風11号の影響による大雨の対応についてでございますが、7月10日に接近、通過をした台風8号は、幸い雨量も少なく、被害はありませんでした。町では、前日から避難所を2カ所、開設し、早目の避難を呼びかけたところでございます。

8月10日未明の台風11号の影響による集中豪雨は、短時間ではありましたが、1時間降水量が71.5ミリを記録いたしました。避難勧告の発令には至りませんでした。宮本地先で床下浸水1件のほか、水田の畦畔崩落などの被害が出ております。集中豪雨などの異常気象が通常の気象に変わっております。町民の皆さんに改めてみずから身を守る意識を持っていただくとともに、災害対応に一層の注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、臨時福祉給付金と、6ページ目下段の子育て世帯臨時特例給付金でございますけれども、消費税増税による低所得者や子育て世帯の負担を軽減するために設けられた制度でありまして、記載のとおり支給しております。丁寧な説明ときめ細かい対応に努めてまいります。

次に、4ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成26年度町県民税の納税通知書等を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税普通徴収分3億6,530万円、また、国保税5億360万円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものであります。徴収率の向上に努めてまいります。

次に、8ページ目中段の環境関係でございますけれども、住宅用太陽光発電の補助金7件、合併処理浄化槽補助金11件の交付を決定しております。県の補助金を有効に活用して、設置促進に努めてまいります。

次に、10ページ目、衛生関係で、各種検診・予防接種等の事業を記載のとおり実施しております。

また、12ページ目中段であります。地域包括支援センター関係でございますけれども、認知症サポーター養成講座を2回開催し、45名の登録をいただいております。認知症サポーターは認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援していただくボランティアでございますが、見守りネットワークの一員としての役割も期待をされております。今後も積極的に養成講座事業に取り組んでまいります。

次に、13ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良

工事等10件、総額で8,100万円余りの工事を発注いたしました。

また、15ページ目の中段でございますが、ふれあいセンター関係で、埼玉県志木市の交流会ということで、8月17日、94名の来町があり、相撲見学と枝豆の収穫体験をしていただきました。

また、商工・観光関係でございますけれども、8月には東庄音頭ぼんおどり会、そして大相撲笹川夏合宿とファン感謝デーが開催されました。いずれも町民有志が中心となって実施をされ、大盛況でございました。今後も町を元気にする取り組み、そして広がり期待し、町としても可能な限りバックアップしてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、18ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均でございますが、それぞれ50.83人と105.43人となりまして、順調に運営をされているものと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。19ページをお開きください。

1の教育委員会関係ですが、定例教育委員会を3回、教育委員協議会を4回、開催いたしました。協議会は小学校統廃合についての協議でございます。

8月23日には小学校統廃合説明会を開催いたしました。150名ほどの参加がございました。

2の学校教育関係の（2）の契約関係ですけれども、6月から7月にかけて橘小学校旧校舎床張替工事、石出小学校グラウンド整備工事、各学校貯水槽清掃業務、20ページに入りまして、東庄中学校ダムウェーター改修工事等々、契約を行いました。現在全て完了し、始動しております。

3の生涯学習関係ですが、6月29日の文化のつどいは、約800名の参加がございました。

4の公民館関係ですが、いろいろな教室や講座、あるいは視察等が行われましたが、そこに記載してあるとおりでございます。

21ページの6の図書館関係ですが、6月から8月にかけて図書を購入いたしま

した。全部で233冊、34万6,215円です。

7の学校給食センター関係ですが、7月17日に学校給食センター運営委員会を開催いたしました。給食センターの運営状況と新しい給食センターの整備方針について話し合いを行いました。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城ノ内一男君。

7番（城ノ内一男君）

7番、城ノ内です。公会計改革についてと財務4表について質問いたします。財務4表については、新たな財務書類作成時にも、また、大綱議員も質問されたところですが、違った観点から質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

公会計改革について質問します。公会計改革とは、現行の公会計制度である単式簿記・現金主義から、企業会計で採用している複式簿記・発生主義に改めることであり、現金主義と発生主義の違いは、費用と収益の計上が現金収支の時点か、経済的価値の変動が発生した時点かの違いです。決算を評価・検証するためには、発生主義で費用を計上し、企業と同様の財務書類を作成して財務分析する必要があります。政府の決算書が現金ベースのみで作成されているのは、先進諸国の中でも日本ぐらいであります。欧米諸国や一部の途上国において、公会計制度は企業会計方式へ変わったという現状ですが、財政を効率的で効果的に運営するなら、企業会計方式へと改めることが求められるところです。

要旨1、公会計制度について所見を伺います。現行の公会計制度は、単式簿記・現金主義で、現金である歳入を現金支出である歳出に割当てていく官庁会計は、税収とその用途という現金の流れに焦点を当てた制度になっており、官庁会計方式で行う予算、決算の経理は、現金収支のみであるため、資産・負債のストック情報が得られず、コスト情報も不完全、サービスの評価を財務面で検証するためには民間とのコスト比較も必要であり、その際、現金主義では計上されない、建物の減価償却費や職員の退職金を含めて、発生主義で計算する必要があります。資産は、使用

期間、耐用年数にわたって減価償却という費用化を行い、また、職員給与の後払いである退職金も退職時に全額費用とするのではなく、在職期間を通して、費用化してサービスとの対応関係で費用を計上する。新しい公会計は、従来の自治体の決算ではカバーできない資産債務状況や行政コストを、民間の会計情報を取り入れて管理していくしくみと理解します。行政として公会計制度についての所見を伺います。

また、地方公会計制度は、一般会計と特別会計で会計方式が異なり、一般会計は官庁会計方式・現金主義ですが、特別会計のうち公営企業法運用法適用事業は企業会計方式です。それぞれに会計基準が異なり、公共部門の会計方式が統一されていない中、統一されない会計方式では会計間の連結は正確にはできないはずで、公会計制度は早急に統一にすべきと考えますが、行政の見解を伺います。

総務省が平成18年に公表した新地方公会計制度研究会報告書によると、単式簿記現金主義会計を原則とする地方財政制度を変えて、複式簿記・発生主義に基づいて財務書類を作成することを明確にしたところです。我が国において、行政が複式簿記の採用に取り組むのはこれで二度目となり、最初は明治9年から明治29年のこと、明治9年に定められた大蔵省、出納条例により、政府の会計は複式簿記によることとされたところであり、しかし、明治15年に創設された会計法の制定により、複式簿記は官庁会計から姿を消し、単式簿記による会計記録に回帰して、現在にいたっているところです。単式簿記と現金主義によっていた行政の会計を複式簿記と発生主義に大きく舵を切ったことになるかと理解します。行政の認識を伺います。

総務省は、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル、または総務省方式改訂モデルを活用して、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を、地方公共団体単体及び関連団体等を含む連結ベースで財務書類を作成、公会計の整備と推進に取り組むことを強く求められているところだと思えます。行政の認識を伺うとともに、行政として、今後の対応を2点伺います。

町の財務書類は、普通会計財務4表を総務省方式改訂モデルで作成という中、多くの自治体は決算カードをもとに、簡便に作成が可能な総務省方式改定モデルを選んでいるところでもあります。総務省方式改訂モデルを、順次、基準モデルへの移行が求められているところであり、行政の認識と今後の対応を伺います。

2点目として、総務省の方針として示された自治体の財務書類は、地方公共団体

単体及び関連団体等を含む連結の財務書類4表、業務づけられたものではありませんが、作成が強く求められていると思います。

町においては、普通会計財務4表ですが、自治体単体の財政状態のみならず、地方公共団体の関与及び財政支援のもとで、当該団体の事務事業と密接な関連を有する業務を行っている一部事務組合、広域連合、第三セクター等、自治体財政に影響を及ぼすものとして、その財政状態を連結してみる必要があります。連結の財務書類作成に関して、行政の認識と今後の作成について伺います。

次に、財務書類作成の目的及び役割について伺います。

公会計制度整備の主な目的は、資産、債務の管理と費用管理、新しい公会計は従来の自治体の決算ではカバーできない、資産債務状況や行政コストを民間の会計慣習を採り入れて管理していく仕組みであり、企業会計の財務諸表は株主に企業の経営成績や財政状況を伝えるために作成される会計情報であり、こうした財務諸表を自治体でも作成して、行政財産の適正な配置、管理及び行政サービスの効率的で有効な提供に役立てようというのが目的であり、財政情報は行政の経済活動を数値であらわしており、その数値が何を意味し、どのような課題があるのか、読み解く必要があります。

財政とは、行政の経済活動のことであり、行政の活動ですから、その内容は議会で民主的に決定されなければならないところであり、また、行政も民間企業と同様に経済活動ですから、効率的で効果的な仕事が強く求められるところですが、行政としての所見を伺います。

総務省が示した両モデルで作成される財務書類は、その作成の目的として次の5点を挙げているところです。1に資産、債務管理、2に費用管理、3に財務情報のわかりやすい開示、4に政策評価、予算編成、決算分析との関連づけ、5に地方議会における予算、決算審議での利用、予算マネジメントの機能強化となる。以上、作成の目的として挙げられているところです。四つの財務書類で体系的に財政状況を分析できるところですが、パブリックマネジメントの考え方が浸透し、パブリック・ガバナンスの意識も高まってきた中、地方議会の役割と責任は一層重くなり、議員として責任の重さを痛感するところですが、行政として財務書類作成の目的についての認識を伺います。

あわせて、住民への説明責任と財務情報のわかりやすい開示が求められるところ

です。何のためにつくるのか、つくっても使えない、つくっても使わないといった疑問もある中で、活用が大事だと思います。行政の見解を伺います。

そこで、次に財務書類の活用と課題について伺います。

財務情報の公開は、説明責任を全うしていく上で不可欠であり、首長は住民から託された税金の使途について説明する責任があります。財政的アカウンタビリティ、運営的アカウンタビリティと、世代間衡平性、住民は自分たちが払っている税金を経済的で効率的かつ効果的に使用し、自分たちの福祉の向上に図られているのか、行政サービスの提供にどれだけのコストがかかったのか、また、現世代の負担と将来世代の負担のバランスが適切にとられているかどうか、現に税金を納めている世代と、将来、税金を納めるであろう世代との負担が不公平でないことも説明する必要があります。とあります。

発生主義による財務書類を作成することにより、フローのみならず、現金主義では見えにくいコスト情報や資産・負債といったストック情報の把握が可能となり、議会や住民等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することができると思います。見解を伺います。

あわせて予算マネジメントの機能強化について伺います。

現行の予算制度は、編成のみに焦点が当てられています。決算は歳入歳出予算に計上された一会計年度の執行実績の集計表としてまとめたものであり、さらに予算執行の結果を示すものですが、単に過去の実績を示すにとどまっては発展はありません。その結果を予算編成に反映させることで、より経済的、効率的、効果的な税金の使い方ができます。予算マネジメントの構築について、行政の見解を伺います。

町においては、平成24年度の財務4表を総務省方式改訂モデルで作成、平成26年度予算が執行されている6月に公表という中、決算の調整をしている期間は次の年度の予算が執行されています。法定の決算は出納整理期間を過ぎた後しか調整できませんが、発生主義による決算であれば、調整を早めることは可能になります。改定モデルでは、出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示が可能ですが、基準モデルでは出納整理期間後、早期の作成・開示が可能であり、早くまとめて公表できれば、予算に反映させることが可能になります。早期の作成・開示が求められるところです。行政の見解を伺います。

複式簿記の導入と事業別施設別のコスト公開により、初めて住民はその政策に要

する経費を正しく把握し、施策が適切かどうか判断できるようになり、政策別に住民負担論の議論をすることが可能になります。地方公会計において、正確な財務書類を作成するためには、セグメント単位で、フルコスト情報での分析が可能になる、複式簿記の導入が不可欠ですが、行政の認識を伺います。

議会や住民等に対する説明責任やマネジメント機能の向上においては、財政は仕組みが複雑で数字が羅列されていて、難解なイメージがあります。わかりやすく丁寧に説明していく必要があると思います。行政の見解を伺います。

あわせて、複式簿記の導入を含めて、自治体の職員の人材育成とシステムの整備の必要がありますが、行政の所見を伺います。

次に、質問事項2、財務4表について伺います。

財務4表は相互に関連しながら、資産、債務の状況や行政コストに関する情報を提供しているところです。貸借対照表の資産と負債の差額である純資産は、純資産変動計算書のうち、資産の増減の差額として求められる期末残高と一致し、その要因が示され、純資産変動計算書のうち財源の調達と用途との差額は行政コスト計算書の収益と費用の差額と一致し、貸借対照表の歳計現金は、資金収支計算書の期末残高に対応する。こうした分析が公共資産の計画的で効率的かつ有効的な維持管理がより有用なものとなるよう期待されているところです。貸借対照表について見解を伺います。

企業会計の貸借対照表は、右、借り方に起債される資産、左、貸し方に起債される負債と純資産から構成され、資本を負債から区別することで経済責任を明らかにします。公会計の貸借対照表も基本的には同じですが、自治体の保有しているインフラ等の資産を評価して、貸し方に計上し、公債等の負債を貸し方に計上しており、公会計では資金の調達先と運用先の表示として機能させることができ、財政資金をどこから調達し、どのような資産に支出したかを明らかにすることができると思います。

自治体の資産は、民間企業と異なり、道路など、売却が困難な資産が多く、資本という概念もなく、純資産が多いことが必ずしも質のよい行政サービスを示すものでもないと思います。行政の見解を伺うとともに、純資産の部では、公共資産の財源を示す形で表示されています。これらの資金は、世代や住所地に相違があっても、主権者から徴収された税を原資としています。資金の調達先の負債と運用先

の資産の差額である純資産は、資産と負債との単なる差額と理解しますが、資産として形成された結果、資産が将来世代の負担、負債とこれまでの世代の負担、純資産の割合で見ることができ、資産形成にかかる世代間負債比率が分析できるところですが、あわせて見解を伺います。

基準モデルと総務省式改訂モデルの大きな違いは、基準モデルは複式仕訳と、固定資産台帳の一括整備をもとに、企業会計と同様に貸借対照表を作成されますが、改訂モデルは統計情報を活用して作成しますので、基本的には表示方法情報や固定資産の扱いが異なっています。総務省方式改訂モデルでは、基準モデルの移行に要する事務担当者の負荷を軽減するため、段階的に固定資産台帳を整備することとしています。多くの自治体の固定資産台帳の記録は、会計報告を作成するために利用できる水準にないと言える中、行政の会計が単式簿記で行われてきた弊害です。総務省方式改訂モデルも、順次、基準モデルへの移行が求められているところです。固定資産台帳の整備分について、進捗状況とあわせて見解を伺います。

売却可能資産について伺います。ゼロ計上されているところですが、売却可能資産とは、遊休地や未利用の施設等で、売却が可能な全ての公用資産と認識します。既に供用を開始した公共資産とは別に、新たに売却可能資産を別立てにしています。公共資産の提供は行政の基本的な役割の一つです。路線価や公示地価に基づいて評価した売却可能価額を有形固定資産から振りかえ処理を行い、有形固定資産として貸借対照表に計上されている金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上されることになるところですが、売却可能資産について、洗い出しの状況を含めて行政の見解を伺います。

次に、行政コスト計算書について伺います。企業会計は損益計算書がありますが、公会計では収益観念がないため、費用のみを計上したのが行政コスト計算書ですが、現金主義会計では、現金支出がなければ、コストは計上されません。発生主義概念を導入した行政コスト計算書では、減価償却費や退職給与引当てにかかわる現金支出を伴わないコストを計上しており、行政サービスのフルコストを表示しています。これにより資源の費消をより正確に把握することになり、効率性や有効性の評価に有用な会計情報を提供することができるということです。行政の認識を伺います。

あわせて行政コスト計算書の名称が示すとおり、発生したコストが示されます。成果は示されていません。どれほどの成果があるのかがわからなければ、税を負担

するだけの価値があるかを判断することはできません。総務省方式改訂モデルでは、大ざっぱではありますが、どのような目的で税が使われたかは示されます。どこで税金が使われているのかが把握できます。基準モデルでは、セグメント別の会計情報は除かれました。行政コストに計上された金額は、行政を運営するために生じた発生コストであり、そのコストを負担するのは納税者であり、主権者です。成果の報告がなければ、そのコストを負担すべきか否かの判断はできません。行政の所見を伺います。

行政コスト計算書に計上される減価償却費は、純資産変動計算書でも表示されます。固定資産の取得のための財源として、国庫支出金が使われたのか、都道府県支出金が使われたのか、あるいは一般財源と表示される税によったのかに拘泥しているからで、固定資産の償却による純資産への影響を資金の調達源泉に反映させるためであり、資金と調達した資産との紐つきの状態は償却が終了するまでずっと続くこととなりますが、行政の認識を伺います。

経常収益の使用料、手数料は地方公共団体が、その活動として一定のサービスを提供する場合に、当該財サービスの対価として使用料、手数料等の形態で徴収する対価です。経常行政コストと、経常収益の比率を分析することによって、受益者負担等の状況が把握できるところですが、最終行に示される純経常行政コストは、直接、間接の違いはありますが、納税者の負担です。住民負担について、行政の認識を伺います。

次に、純資産変動計算書について伺います。純資産変動計算書は、会計期間中の自治体の純資産の変動をあらわすものであり、純資産とは自治体が保有する資産のうち、現役世代が既に負担した債務が返済されたと考えられる資産を表し、損益外純資産の減少と増加の原因を表示します。

純資産変動計算書は、財源と資産形成充当財源の二つの要素から構成され、財源では費消可能な税収や、他のレベルの行政からの資金の流入額と、行政コスト計算書の最終行で示された純経常行政コストや固定資産の取得といった流出額を示します。純資産変動計算書の純資産の変動金額に将来世帯の負担を見出そうとしています。純資産の減少をもって将来世代へ継承する資源の減少ととらえ、その増加を将来世帯へ継承する資源の増加として位置づけられます。町においては純資産が増加しているところですが、あわせて行政の認識を伺います。

次世代へ継承する資源の多くは固定資産となります。行政の提供する固定資産の多くは、住民も利用のために提供されます。住民は利用者であり、その評価も利用価値にあります。行政としての見解を伺います。

次に、資金収支計算書について伺います。

資金収支計算書は、地方公共団体の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力をし、明らかにすることを目的として作成され、資金の源泉と用途の計算書ですが、発生主義会計においては、実際の現金の流れと財務業績とが乖離することがあります。発生主義会計に内在する恣意性は、ときに実態を報告しないことがあるため、実際の現金の流れを見る発生主義の決算を現金主義に組み替えて見るための財務書類が資金収支計算書と理解しますが、行政の認識を伺います。

あわせて他の財務書類と違い、決算書を要約することで作成することができます。予算書や決算書は詳細に作成されますが、収入と支出を要約表示し、一表にまとめた資金収支計算書の作成は大きな意義があり、現金のみの収支であるので、非常に客観性が高く、真の財政状況を分析することができると思います。あわせて行政の認識を伺います。

企業会計においては、収入から支出が控除される形式をとりますが、行政では資金収支計算書では、支出から収入が控除されます。活動別に三つに分類され、経常的収支区分では、経常的支出は人件費、物件費、経費といった業務費用と業務外費用が計上され、予算に計上された全ての行政活動に必要な経費、経常的収入とされるのが税金収入、業務収入及び業務外収入、さらに他のレベルの行政組織からの経常的に支払われる資金が計上され、経常収支比率に対応しているところです。公共資産整備収支区分は、事業用資産、インフラ資産にかかる支出と収入が記載され、投資財務的収支区分は、収入は国県補助金や公債収入等で、支出は公債の元金償還金や利子など、行政活動と投資活動の結果で生じた収支の差額を補う資金であり、将来世代の負担ともなります。

合算したものが基礎的財政収支、プライマリー・バランスとなります。期首歳計現金残高は前期末の貸借対照の資金の対象となる勘定の合計に一致し、期末残高は当期末の貸借対照表の資金の対象となる勘定の合計に一致するところです。財政力指数が下降傾向にあり、財政が硬直化の傾向を示している中、財政状況は厳しさを増していくことは予想されます。シビルミニマムの観点からも、効率的、効果的な

財政運営が求められます。行政の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、城之内議員のご質問にお答えいたします。質問が多岐にわたっております関係で、質問を集約させていただき、12項目についてお答えいたします。

まず1点目、公会計制度統一についての認識についてですが、総務省では、平成22年9月から今後の新地方公会計の推進に関する研究会において議論を進めていましたが、平成26年4月に報告書として取りまとめがございました。平成26年5月、総務大臣から各首長へ今後の地方公会計の整備促進についての通知があり、これらの中で今後の統一的な基準による財務書類の作成について記載されております。現在は市町村によってさまざまな作成モデルとなっておりますが、新たな統一基準により、財務書類の作成が求められる予定とされておるところでございます。

今後、平成27年1月ごろまでに、具体的なマニュアルが示され、平成29年度に新たな統一基準によるモデルで作成することになる見込みでございます。

なお、システム関係では、標準的なソフトが無償で提供されるとなっております。具体的なマニュアルが示された後、町でも固定資産台帳の整備が必要になるのではないかとと思われるところでございます。

次に、2点目の連結決算についてでございますが、財務4表においては、町が構成員となる一部事務組合や広域連合の数値を連結した諸表を作成できます。過去に財務状況が悪化した市町村は一般会計以外の会計、第三セクター等の債務超過により財政悪化に陥った例が見られます。これらを踏まえ、財政健全化比率や資金不足比率については、特別会計・企業会計や一部事務組合、広域連合も含めた数値を算出することになっております。財務4表における平成24年度決算の作成状況では、県内の作成50団体のうち、普通会計が17団体、全会計が5団体、連結が28団体となっております。平成25年度決算に係る財務4表は、これから作成するところでございますが、他会計や一部事務組合、広域連合についても連結したものを作成したいと考えておるところでございます。

次、3点目、効率的、効果的な仕事についてでございますが、予算は議会の議決

により執行が可能となりますが、財務4表は、執行された決算の状況を住民に公表するものでございます。この制度の目的としては、資産、債務、費用管理とともに、財務情報のわかりやすい開示が求められているところでございます。

また、行政の行う活動は住民福祉の増進のために行うものと考えられます。単にコストだけで捉えることができない面と費用対効果が求められる面を持ち合わせています。とはいえ、当然、効率的で効果的な仕事が求められるものと認識しております。

4点目、住民への説明責任についてでございますが、財務諸表の公表は、議会に説明後、町ホームページに掲載していますが、議会全員協議会で配付したものと様々のものをデータ化して掲載しております。概要部分で財務4表の内容について説明をしていますが、なるべくわかりやすいものにできるよう、検討してまいります。

5点目、予算編成への反映とマネジメントについてでございますが、総務省方式改訂モデルは、総務省から書式が送付されてからの作成となり、当町では、決算終了後の翌年6月議会に報告してきました。なお、千葉市を除く県内53団体のうち、平成24年度の財務書類について、年内に公表の団体は10団体とされております。また、活用事例については議会や住民に対する説明や財務状況の比較が多数を占めており、活用方法を検討中の団体もございます。

新年度予算の編成には、過去の予算・決算状況などの資料により検討していますが、平成25年度決算の財務4表から早期に作成し、併せて参考資料にできるようにしたいと考えております。

6点目、早期作成と開示についてでございますが、県内53団体のうち、基準モデルを使用している14団体の平成24年度決算における状況でございますが、決算年度の12月まで5団体、3月まで6団体、翌年度6月まで2団体、9月まで1団体ということでございます。作成時期は市町村によってまちまちであり、使用モデルだけではなく、担当部署の体制による影響も考えられるところであります。

次に7点目、人材育成とシステム整備についてでございますが、総務省の報告書によると、複式簿記の手法には日々仕訳、いわゆる会計処理と同時に仕訳する方式と期末一括仕訳について記載がございます。職員の事務負担や経費削減などを考え、今後の具体的なマニュアルの作成を待って検討するものとなる予定でございます。

8点目、道路等の資産についてでございますが、通常、企業における経済活動で

は、資産の増加、資本の増加、利益が追及されますが、地方公共団体では、住民の福祉の増進が第一に追求されます。地方公共団体の貸借対照表の資産では、道路や施設等が有形固定資産という資産になりますが、単にこれらを増加させることだけが目標とはなりません。住民に必要な資産を増やし、そして役務の提供や施設の適正な管理・運営を行うことが住民福祉の増進と考えておるところでございます。

続いて9点目、固定資産台帳整備と売却可能資産の状況についてでございますが、固定資産台帳は、現在のところ未整備でございます。なお、平成24年度決算における財務書類では、県内53団体のうち25団体が未整備、13団体が作成中、15団体が作成済みとなっております。冒頭から説明しておりますとおり、今後の統一的な基準の導入に際しましては、固定資産台帳の整理が不可欠となっております。

また、売却可能財産の洗い出しについてでございますが、普通財産のうち使用していない土地について、売却可能地として把握しているところでございます。

10点目、受益者負担についてでございますが、行政コスト計算書は1年間の行政活動のうち資産形成に結び付かない活動における経費の福祉・教育などと経常収益の使用料、手数料・分担金負担金を対比させた表であります。このうち使用料手数料については、施設を使用していない住民と使用している住民が不公平にならないような、受益者の一部負担は必要と考えているところでございます。

11点目、純資産の増加についてでございますが、純資産は町が保有する資産のうち、現役世代が既に負担した部分となっております。町の財務4表を見ますと、近年の動向としまして、資産が増加して負債が減少していることから、純資産が増加となっているところでございます。

最後に、財政運営についてでございますが、資金収支計算書は、単年度の決算をあらわした表でございます。期首、期末の歳計現金残高により、単年度の収支がわかります。資金収支計算書についての内容については以上でございますが、この表や他の財務諸表にかかわらず、町行政としましては常に効率的・効果的な財政運営を求められている認識のもと、今後も事業を執行していくことが大切と考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

現在の公会計である現金主義ではやっぱり地方債や積立金などの状況は把握できないわけですね。今は現金による予算構成であり、現金フローのみを統制しているわけですから、やはりこれは、現在国の借金も1,000兆円を超えると、その中で将来世帯の負担とか納税者の税金の負担の先送りが始まっているわけですから、やはり単式簿記の限界は過ぎたと思います。やはり複式簿記で記録していくべきだと思います。これは答弁は求めませんから、一応、要望としておきます。

やはりその財務書類の作成に関しても、会計システムがあれば内訳を入力するだけで、当然もうそれでできるわけですから、やはりシステムの整備が必要でしょうけれども、初期投資が必要であっても、段階的に整備していく中で、これは負担、後年の負担があるわけですから、やはり自治体として取り組む姿勢が第一だと思います。

それと連結の財務書類については、やはり財政状況、問題があるのは高齢企業とか一部事務組合、外郭団体であって、まして、今、町においては普通会計の財務書類ですけれども、普通会計は一般会計と公営企業事業会計をまとめた特別会計で、公営企業を含む単体であって、これは単体さえカバーできていないという。やはり財政健全化のほうでも問題があるのは、公営企業や外郭団体の問題があるわけなので、やはりこれは連結も財務書類、これが一番単体じゃなくて連結の財務書類が必要だと思います。

健全化法においては、連結実質赤字比率とかがありますけれども、これは健全化法における連結と公会計制度による財務書類の連結とは全然意味が違ふし、含まれる会計の範囲も違いますよね。その辺も含めて、やはり連結の財務書類は、ぜひ作成してもらいたいと思います。単体とは普通会計に公営企業会計を加えたもの、単体さえカバーできていないといえます。

固定資産台帳の整備については、これは資産管理の面からも固定資産台帳の整備は、段階的に整備することとされている中、そのためには棚卸が必要になりますが、棚卸にも着手していないのか、またしているのか、それはお聞きします。

それと売却可能資産については、答弁があったところですが、売却可能資産は把握している、この財務書類作成、固定資産台帳整備については、まず最初に売却可能資産の払い出しからというものがあると思うんですよ。当然、売却可能資産が洗

い出ししていると思いますけれども、計上していない面があるのは、計上するにはそれなりの負荷もありますけれども、その辺はなぜ計上しないのか、意味がちょっとわかりません。やはり売却可能資産というのは、売るとか売らないとか、売れないとか、それは関係なく、売却可能な資産、現に供用開始していない資産であるわけですから。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好。

総務課長（金島正好君）

城之内議員のご質問、5点あったと思います。

1番目の公会計の財務システムの複式簿記について、これからの考えということについては、特に省略していいというお話でございましたので、答弁を省略させていただきます。

次に2点目、財務システムについて公会計制度について必要であるか、取り組みの姿勢は大事ではないかというようなご質問でございますが、そのとおり、財務システムが必要でございまして、財務システムを導入していくことが大事だと認識しているところでございます。

次に3点目、連結決算についての外郭団体についてでございますけれども、議員と同じように非常に大事だというような認識を持っておりまして、これについては進めてまいりたいと思っております。

続きまして4点目、固定資産台帳の整備について、棚卸をしているのかというご質問でございますが、まだ固定資産台帳は整備しておりません。私の答弁で申し上げましたように、これから整備をするということでございます。棚卸はしていないというように認識しております。また、財政に確認をしまして、間違っておりまして後でご訂正をさせていただきたいと思っております。

次に最後、売却可能資産の洗い出しでございますが、過去に売却可能資産につきましては、関係者の住んでいる方とかに売り払った事例がございます。その売り払った事例以外のもの、その他のものについて売却可能資産ということで把握しておりまして、なぜ計上していないかと申し上げますと、その計上する諸表と申しますか、公表することについて、どのように公表するかということについて、こういう

形で公表するという形のことを考えておりませんので、公表することについては、今後、どのような形で公表するか、検討してまいりたいというように思います。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

その売却可能資産については、公表するとかなんとかは関係なく、財政状況のなぜ計上しないかという部分であって、公表するとか売るとか売らないとかは全然関係ないと思います。これは、あえて特に挙げておりませんけれども。ただ、やはり複式簿記、棚卸にしても、固定資産台帳の整備は棚卸は絶対必要なわけですから、やはり段階的に整備というのは、また統一された基準で財務諸表をつくるにしても、固定資産台帳の整備のためには棚卸が必要なわけですから、やはり棚卸は着手すべきだと思います。これも要望というか、意見として終わりたいと思います。

ただ、現在の公会計制度、現金主義に単式簿記では、やはり将来に先送りされた負担はわかりません。だから、今の国の財政状況を考えても、地方の財政がおかしくなった部分について今、助けてくれるというか、そういう部分がもうあり得ないと思います。やはり、国は国債を発行できますが、地方は赤字公債を発行することはできないわけです。その国債も将来の税金を担保にして発行しているわけですから、それを考えるとやはり財政が効率的、効果的に運営していかなければならないと思います。そのためにも複式簿記、発生主義に改める必要があると思いますが、これは横並びというか、その部分があると思いますが、やはり自治体として積極的に取り組んでもらいたいと思います。

ただ、その財務書類作成の目的は、一番は何のためにつくるかではなくて、つくらなければいけないからつくるのではなくて、やはり活用が大事だと思うんです。目的にあるように、予算のマネジメント機能を向上させるというか、その部分からいっても、財務書類はやはり基準モデルでちゃんと作成されるべきだと。今の状態だと、ただつくって公表するだけという部分があると思うんですけれども、やはり予算マネジメントを機能させる、これは議員の責任もありますけれども、この部分でぜひ活用を考えてもらいたい。

これは要望としておきます。以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

続いて、次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それでは、通告に従いまして本日の一般質問をさせていただきます。

初めに、8月20日未明に発生し、甚大な被害に及びました広島土砂災害は、多くの死者、行方不明者を出し、また住宅等も大きな被害を受け、避難生活を余儀なくされ、大変な状況におられます皆様に謹んでお悔やみとお見舞い申し上げます。

気象庁は平成26年8月豪雨と命名したとのことですが、広島市以外でも多くの被害が発生しました。昨今、地球温暖化の影響もあるのでしょうか。想定外の大雨、大風等が発生します。災害は忘れたころにやってくると申しますが、決して他人事ではありません。9月1日は防災の日と掲げられていますので、本日は最初に防災訓練の実施について質問いたします。そして2番目に子育て支援に関することについて質問させていただきます。

最初の質問であります町民参加の防災訓練の実施について伺います。

私は過去に何度か防災関連について質問してまいりました。その際に、消防団員のみでの訓練ではなく、一般町民の防災訓練を実施するよう提案してまいりました。町では平成16年までは小中学校を会場とし、各団体の参加協力のもと、訓練を実施してきたと認識しております。しかし、ここ10年は消防団員による土のうづくり等の訓練のみになっていると思います。災害といっても、地震や津波、風水害等さまざまですが、実際に経験しても時がたつと意識が薄れたり、また他の地域で起きたりすると、他人事のように感じてしまったりするものではないでしょうか。

このたびの広島市の災害では、自分の住んでいるところが危険箇所になっていることを認識していない住民もいたとのこと。我が東庄町の皆さんは大丈夫でしょうか。急傾斜地崩壊危険箇所の認識、また避難経路の認識等、町民に対する周知は万全でしょうか。

また、我が町は各区を自主防災組織と位置づけておりますが、住民の皆さんにはそのような認識はあるのでしょうか。

災害のときに自分の身を守るのは、自助、共助、公助の順だと思います。幾ら広報等で啓発しても、一人一人の認識の違いは確認できません。町民の意識を高める

ための訓練の実施をする必要があると考えます。町民全員が訓練に参加することがベストですが、なかなかそういうわけにはいかないと思います。一人でも多くの方が防災について考える日に、また確認できる日にすることが大事かと考えますが、町の見解をお聞かせください。

次に、質問事項2の子育て支援に関することを伺います。

平成25年12月に、町子ども・子育て会議設置条例を制定し、子供の保護者や保育、教育関係者等の構成メンバーで会議が開催されていると認識しておりますが、会議の目的、経過報告等をお聞きしたいと存じます。

6月議会で全議員に配布されました「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果」を読ませていただきました。中でも、意見、提案の記述に関しては、赤裸々な内容が書かれておりました。これは会議においても大変参考にするべき町民の声だと考えますが、執行部としてはどのように認識されましたか。子育てしやすい町になることが町民の要望であり、行政としても最善を尽くすべきと考えますが、ニーズ調査の結果を踏まえた我が町の方向性について、町の見解をお聞かせください。

次に、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館等の利用状況について伺います。

まだ保育園や幼稚園に入園していない子供と保護者等が利用する子育て支援センターは、現在4カ所で開設されています。笹川中央保育園の運営で2カ所、笹川中央保育園の場所と、もう一つは笹川小学校の前で元の交番のあったところ、また神代保育園で1カ所、そしてもう一カ所は橘保育園の運営で、公民館東城分館で開設されています。これらの利用人数と各運営に対する予算配分の仕方はどのようにされているのか伺います。

また、小学生が放課後、自宅に帰っても保護者が仕事等で不在のため、学校が終わった後、保護者が迎えに来るまでの間に利用する放課後児童クラブですが、笹川小学校内で笹川中央保育園の運営で1カ所、そのほか4小学校の子供たちがバスを利用して公民館東城分館に送られ、橘保育園の運営で1カ所、開設されています。この利用延べ人数は、議会でいただいた行政報告でわかりますが、1日の平均利用人数、また各小学校ごとの人数がわかればお聞きしたいと存じます。

また、現在実施している中で何か課題等があればお聞かせください。

東城地区夏目にある児童館は、親子、または祖父母とお孫さん、さらに小学生、ときには中学生が自由に遊び、交流の場となっています。キャンプ大会や運動会、クリスマス会など、年間行事にも多くの参加者があるように聞いております。利用状況をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目は自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、山崎議員のご質問、1項目めの防災関係についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、災害は一刻くりに災害といっても、東日本大震災のような大地震の場合や台風、集中豪雨など、多量の降雨や暴風、それに伴う浸水やがけ崩れなど、さまざまな場合が考えられます。

先月発生した広島の土砂災害は、多数の死者、行方不明者が出て、非常に大きな災害となりました。本町におきましても、その10日前の8月10日未明に、台風11号の影響で集中豪雨が発生し、短時間でありましたが1時間雨量71.5ミリを記録したところでございます。

町民の危険箇所の認識ということでございますが、町では土砂災害警戒区域の指定が現在16カ所あり、世帯数では66世帯が該当します。各世帯には、土砂災害警戒区域に指定されていることを説明し、認識していただいているところと認めているところでございます。また、地元の区長さん、消防団にも、その区域、世帯を通知しているところでございますが、しかしながら、世代交代があったり、区長さんや消防団の団員も交代しますので、定期的に説明が必要と考えているところでございます。

続いて、住民主体の防災訓練の重要性の関係でございますが、議員のおっしゃるとおりと認識しておるところでございます。町民の皆さんには、まず防災に対する意識付けが重要と考えているところでございます。いざというときに自分の身を守る行動をとっていただけるよう、さまざまな手段でPRしてまいりたいと思っております。

特に深夜や未明に起こる集中豪雨では、外に出ることも危険な場合があります。土砂災害の危険がある場合は、建物の2階や、できるだけ傾斜地から離れた部屋に

移動することも避難の一つの方法でありますので、そういったことを住民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

自主防災組織につきましては、区長会総会やまちづくり会議において、災害発生時には協力をいただくことを十分お願いしているところでございます。各区におきましても、そのような認識を持っていただいているものと考えているところであります。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の2番目、子育て支援に関することについてお答えいたします。

最初に、質問要旨の1点目、子ども・子育て会議の進捗状況、ニーズ調査の集計結果を踏まえた我が町の方向性について申し上げます。

初めに、子ども・子育て会議の目的と経過報告についてお答えいたします。

会議の目的は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に関する事業計画の策定や進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などのご意見を聞くための会議であり、本町の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて、政策を実施していくことを目的としています。

委員は、子どもの保護者、子ども関係団体の方及び団体から推薦をいただいた方、小学校・幼稚園などの教育関係者、保育関係者の計11人で構成されています。

3月と6月に会議を開催し、ニーズ調査の結果を報告して、ご意見等をいただいております。

今後の予定としましては、10月に3回目の会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画の素案をお示しして、ご意見等をいただくとともに、来年1月ごろまで会議を重ねる予定でございます。

次に、ニーズ調査の結果を踏まえた町の方向性についてですが、3月に集計結果がまとまり、議員の皆様にも6月議会でお配りしてありますので、ご意見・ご提案等をご覧になっていると思いますが、内容が多岐にわたっておりますので、この貴重なご意見等を関係課と共有して、対応していきたいと考えております。

続いて、質問要旨の2点目、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館等の利用状況についてお答えいたします。

初めに、子育て支援センターの平成25年度の利用状況ですが、笹川中央保育園が運営している「わくわくキッズ」は218日間、延べ2,553人。同じく笹川中央保育園が旧交番の建物を利用して運営している「スマイル」は256日間、1,917人。橋保育園が公民館東城分館で運営している「さくらんぼルーム」は240日間、1,271人。神代保育園で運営している「なかよしひろば」は233日間で2,353人となっています。

予算配分については、補助金の基準額が常勤職員と非常勤職員の配置の有無によって金額が違ってきますので、笹川中央保育園で運営している2カ所につきましては、常勤職員を配置しているため、各742万円、他の2園は非常勤職員のみ配置のため、基準額が438万6,000円以内となっており、橋保育園が410万円、神代保育園が400万円と実績に基づいて交付しております。

次に、放課後児童クラブの平成25年度の利用状況と課題についてですが、笹川中央保育園に委託して、笹川小学校で運営している「ゆめゆめクラブ」は、登録人数が75人、一日平均の利用人数は22人で、1年生から6年生までの児童が利用しました。

また、橋保育園に委託して、公民館東城分館で運営している「すぎのこクラブ」は、登録人数が62人、1日平均の利用人数は14人で、1年生から5年生までの児童が利用いたしました。

なお、学校別の登録人数は、神代小学校が11人、笹川小学校75人、橋小学校17人、石出小学校17人、東城小学校も17人となっています。課題といたしましては、東城分館で運営しています「すぎのこクラブ」で、迎いのバスの運行経費並びに4校をバスで回りますので、その運行時間が検討事項となっております。

最後に、児童館の利用状況ですが、平成25年度は305日開館して、1万810人、一日当たり35人の方が利用されていることとなります。

12月から2月は、利用者数が減りますが、その他の月は1,000人前後の利用があります。利用者のうち6割が幼児・児童等で、4割が大人となっております。

また、恒例のキャンプ大会や運動会のほか、毎月、工夫を凝らした行事等を行っており、多くのご参加をいただいております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

最初に防災、総務課の方ですけれども、住民には周知をしているという、これ我が家にあったのを持ってきました。平成19年2月に町で発行されました。たまたま会合があったので、皆さんにこれを提示したら、誰も記憶がなくて、手元には誰もなかったという状況でした。私も議員になったために、よく手元に置いておいて見るようにしました。だから、こういうのは幾らつくっても住民にはなかなか浸透しないのかなというのが一つありました。

でも、危険箇所はよく認識しているということですので、その点は少し安心させていただきました。

あと、防災訓練ですが、全国的に防災の日の防災訓練の参加者が減少してきている状況だそうです。かつては1,000万人以上が参加していきまして、一番多いときで1,600万人が参加していたときがあったそうです。2012年には38万人と大幅に減少したと公表されていまして。防災訓練が形骸化してきたためなんでしょうか。従来の防災訓練の限界は、訓練会場を設定して、会場に参加者を集める方式にあります。この方式で集められる参加者は限られていますし、予算のこともあります。我が町もかつてこういったやり方でやってきたと思います。

近年、新しい防災訓練を取り入れているところがあります。シェイクアウト訓練といって、安全確保行動訓練と申します。アメリカで始まった新しい形の地震防災訓練です。指定された日時にそれぞれの場所で地震から身を守るための三つの安全行動をします。姿勢を低くし、頭や体を守り、揺れがおさまるまでじっとするを約1分間行う訓練だそうです。シェイクアウト訓練は、決められた日時にそれぞれの人がそれぞれの場所で訓練を実施することを基本としています。非常にシンプルな中身です。

ことしも船橋市は8月31日に、千葉市も9月1日に、九十九里や山武地域のほうでも9月14日が実施予定となっております。そのほか多くの自治体でも実施されています。シェイクアウト訓練を発災対応訓練のスタートに利用して、その後、さまざまな訓練をあわせて実施する自治体もあります。例えば、避難場所まで歩い

てみる、近隣の高齢者に声をかけて一緒に避難する。また、自分の防災グッズの確認や非常食の確認、賞味期限を見て買いかえるなどということもあります。防災訓練の目的ということで、その記述には、住民一人一人が防災訓練に際して、日常及び災害発生時においてみずからが何をすべきかを考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすることと書かれています。

我が町も従来のような訓練をすることには二の足を踏んでいるようですので、ぜひこの訓練を取り入れ、町民の皆さんの防災の意識を高める日にしていくべきだと考えますが、町としては実施するお考えはありますか。

そしてもう一つ提案があります。大きな災害が発生した場合に、主に公共施設や学校等に避難所が設置されます。避難所運営の体験型訓練、HUGを取り入れている自治体があります。避難所運営ゲームと申します。意味はハグ、抱きしめるという意味です。避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかなど、模擬体験するゲームです。これも町職員はもちろんのこと、ボランティアグループや中学生にもぜひ行っていただけたらと考えます。

一度も経験したことがないことをいざ実践するということは大変難しいことです。練習をしておくことがいかに大事かということは皆さんもご存じかと思います。これも訓練の一つだと考えますが、町として取り入れるお考えはありますか。

子育て支援のほうについて、2回目の質問をさせていただきます。

子ども・子育て会議については、これから具体的にという段階のようですので、委員の皆様の意見が反映されることを期待いたします。ほかの自治体ではホームページで会議の内容を公開していますので、我が町としても掲載をお願いできたらと思います。

ニーズ調査の中で一番多かったのが、幼稚園を2年、または3年にしてほしいという声だったかと記憶しています。認定こども園の要望もあったかと思いますが、これは町がこれまでも頭を痛めてきた案件かと思います。

また、保育園の保育料が高いという声もありました。所得に応じて算定されていると思いますが、私が調べたところ、一番該当する人数が多い段階のところは近隣

市町よりも高かったように記憶しています。それで保護者の不満があったのではと
考えます。病児、病後児保育やファミリーサポートセンターの設置の要望もありま
した。子育て支援をしている保育園の情報を一つにまとめて初めての検診のときに
いただけると良い、情報が伝わってこないためという記述もありました。また、小
学校に入学する際、学童保育の説明が欲しかった。町ホームページにもその記述は
なかったと記憶しております。などなど、さまざまありました。せっかく行ってい
る事業が宣伝不足で、あえて宣伝と言わせていただきますが、保護者に的確に伝わ
っていないのは本当に残念です。保護者に子育て支援の一覧のようなものをプリン
トして配布することや、町のホームページにももう少し工夫をするべきだと考えま
す。町としてはどのようにお考えですか。

子育て支援センターの利用状況と予算配分を伺いましたが、利用実績に差がある
ように見えますが、特に要因はありますか。先ほど予算配分は実績に応じ
てということ伺いましたが。

我が町は子育て支援センターが4カ所設置され、多くの親子が利用しています。
放課後児童クラブ、通称学童保育も全部の小学校の子供たちが利用できるようにな
りました。児童館にも多くの子供たち、また親子連れが遊びに来ています。子供の
医療費の助成も町長の指導でいち早く実施しております。町は頑張っているのに、
それなのになぜ子育てしやすい町とは言っていないのでしょうか。もっとP
Rすべきだと思います。

前回の議会でも副町長に担当課の人員を増やしてほしいと要望させていただきま
したが、健康福祉課で子育てから高齢者施策、また福祉全般を見るのではなく、ぜ
ひ子育てに関しては専門部署で、子どもが生まれたときから学校教育まで一貫して
受け付けられる窓口を設置して、きめ細かな対応をしていくべきと考えますが、い
かがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

山崎議員の再質問、3点あったと思います。

まず1点目、住民に周知をしているかと、細部が知られていないということで次

のご質問がございました。

実は、広島県の災害におきまして、国は各自治体に危険箇所の周知をするように指示を出しております。それを受けまして、町では危険箇所の住民に改めて周知をする予定でございます。また、それ以外の危険箇所というか、それ以外の方々用ということで、自分のところが安全かどうか確認してくださいよというような意味で、広報紙に掲載する予定でございます。

2点目、防災訓練のシェイクアウト訓練のお話でございます。船橋、千葉、九十九里、山武でことし実施ということでございまして、防災を考える日、特定の日にこだわらずに町民全体で防災について考える機会をつくってまいりたいと思いますので、一つの機会としてシェイクアウト訓練は非常に有効であるというように考えております。その場で実施できる訓練でございますので、実施したいと考えております。詳細につきましては、決定次第、広報などでお知らせしたいというように思っております。

次に3点目、避難所の開設訓練でございますけれども、これにつきましては検討課題として捉えていきたいというように思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議員さんから大分幅広く質問がありましたので、わかる範囲でお答えいたしたいと思っております。

まず、子ども・子育て会議の会議の内容についてですが、議員さんご指摘のとおり、今後、ホームページ等で、会議の内容等の掲載を検討したいと考えております。

続きまして、ニーズ調査は議員の皆様はもうご覧になって、内容的にご存じだと思います。認定こども園、それと幼稚園の2年保育、病後児保育等、さまざまなご意見がありました。これについても今後、子ども・子育て会議の中で、委員の皆様のご意見等をいただきながら、今後の計画、町の方向性について検討していきたいと考えております。

それと保育料のことがございました。中間層の保育料が高いというご指摘があるということでございます。これにつきましても、今後、他の市町村の保育料の状況

についても東庄町との比較を、この子ども・子育て会議の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援センターの利用状況について、利用の差があるのではないかというお話でございました。これについては、確かに施設の場所等の影響もあったと思います。私の方から言えるのは、場所の環境のということでご説明させていただきたいと思います。

最後に、子ども・子育て支援のPR不足ということで、再三、今までの過去の議会での質問でもありました。町のPRについては、今後、積極的にPRの方を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

シェイクアウト訓練については、実施するという方向で答弁いただきましたので、その日を本当にみんなで、一人一人が防災について考える日にしていくことが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

ほかの町でやっていることをまねするのではなくて、我が町で独自でやっていけたらと思います。

災害といっても、先ほどシェイクアウトは地震ですけれども、大雨だったり大風であったり、自分は、我が家はこのときにどうするか、どこに避難するかというのは一人一人が違いますので、そのことをやはり家族とともに確認していく日になることが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

各区も自主防災組織ということではありますが、前にも言わせていただきましたが、各区には女性が役員としてどこも出ておりません。消防団も全員男性であります。できれば、私は女性防災委員という形で地区に何名か配置というか、任命できればいいなと思います。その人たちが何かをするということではなくて、全員が防災の意識を高めるために、女性が防災にかかわっていくことで防災力が高まるということも聞いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

福祉課のほうですけれども、子育て支援センターの現場の運営状況とか利用状況を担当者が見に行くことも必要かなと思われましたので、改めて先ほど質問させてい

ただきました。設置してあるから安心なのではなくて、やはり行政の目も届くように、できればその場所が本当に有効利用されているかどうかの確認も必要かと思えますので、質問させていただきました。

ニーズ調査の中で、意見、提案というところで、岡山県久米郡美咲町では、多くの子育て支援プランがあり、子育て家庭がふえている。東庄町もそのようになるとすばらしいとありましたので、私も調べてみました。人口1万5,000人余り、面積は我が町の5倍という状況です。子育て支援プランは盛りだくさんでした。予算の関係もありますので、全て見習うというわけにはいかないと思いますが、目を引いたのが保育料が第二子は5割、第三子以降は無料となる。これは、第一子が18歳になるまで対象となります。我が町といえば、三人目は無料としていますが、これは三人同時に保育園に入れた場合であります。その対象者はめったにいないというのが現状です。

そのほかにもう一つ、保育園に通っていない小学校入学前の子供を自宅で養育する保護者に、育児支援手当として該当の子供、一人当たり月額1万円を支給し、自宅での育児を応援するという支援でした。そのほかにもほとんどの子育て支援の施策がありました。我が町でもインパクトのある支援策も必要ではないかと思えます。昨今の小学校の統廃合に関しても、将来の夢も希望もない説明だとの批判も多く出ました。子供の数が減るからこうなるというのでは町民の理解が得難いのではないのでしょうか。子育て支援策も、もっと充実させて、子供を増やすことを考えてとの意見もありました。町長の現在のお立場を駆使して、若い世代が安心して我が町で子育てしていける魅力ある町づくりに全力で取り組む、今がそのチャンスではありませんか。

本日は町長に答弁を要請してありませんので、この場での発言はないと思いますが、来年度の予算に反映することを期待いたします。

福祉課のほうで答弁があればよろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、山崎議員さんから子育て支援センターの運営の関係でご指摘がありました。

先ほどご指摘がありましたように、やはり担当者がみずから現場の方を見て確認することは大事だと思いますので、今後、対応していきたいと思っております。

続きまして、先ほど岡山県美咲町のお話の中でありました、第三子の保育料の無料ということで、18歳までということでございます。東庄町は、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、保育園に同時入所した場合、三人目から無料という町の制度となっておりますが、これについては、今後、基準の見直しを考えたいと思っております。

それと魅力ある町づくりということで、子育て支援の手当等のお話もございました。町の特徴ある支援策は、子ども・子育て会議等の中で皆さんのご意見をいただいて検討してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

1番、林俊之です。町の災害対策について質問いたします。

まず、土砂災害時の避難勧告、指示などの体制についてお尋ねいたします。

昨年、集中豪雨などにより、土砂災害が各地で発生しています。先ほど岩田町長、山崎議員からも発言がありましたが、先月に広島市で平成になって土砂災害では最も多くの犠牲者が出ました。大変残念なことであります。ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

改めて自然の恐ろしさを痛感しています。今回のように、想像を超える災害の前では、私たちの限界、どうすることもできないむなしさを強く感じています。数年前から雨の降り方が変わってきました。全国各地でゲリラ豪雨、集中豪雨が同じ場

所で長時間にわたり降り続くようになっております。東庄町でも集中豪雨による災害の対策を再確認すべき時期だと思えます。東庄町の北部は、利根川、黒部川が流れ、平たんな地となっております。

3.11東日本大震災の際には、地盤の弱さから被害を受けた地域が多々ありました。当時を検証しますと、私のアパートも水道管の損傷による断水、駐車場は液状化の被害を受けました。近所では屋根瓦の落下や建物の損壊などがありました。私も翌日から動き出しましたが、近所の皆さんが協力し合いながら作業する姿を今もよく覚えております。まさにそれは自助であり、共助であります。町も迅速な対応をしていただきました。私のアパートを含め、近所数軒の水道管の修復には、朝早くから職員の皆さんに対応をいただき、大変ありがたく感じました。それはまさに公助であります。結果的に、震災時の対応が全て満足のいくものではなかったかもしれません。その点は今後に生かしていくことが大切であり、改善すべき点については町は対処してくれていることと思えます。

そして、東庄町の南部ですが、40メートルから50メートルぐらいの山といえますか、大地が広がっています。そこから平地に入り組みながら、複雑な地形が多く広がっています。山の高さはありませんが、急傾斜地を多く抱えています。東庄町の山の上、大地は強固な地盤であります。それは古くからの長い歴史が証明しています。しかし、そこからの平地は台地とは違います。干潟開拓前は樺の海であったり、利根川のできる前は香取の海だったように、大変入り組んだ地形になっています。よく言えば水に恵まれた土地であり、悪く言えば水害の絶えない土地であるわけです。そこに面する山の斜面に対して警戒を要するのは当然のことです。そのような状況から、土砂災害を未然に防ぐ対策を確認することが急務であります。

先ほどの山崎議員と重なる部分がありますが、お尋ねいたします。

土砂災害による警戒区域の把握状況をお尋ねいたします。また、気象警報や土砂災害警戒情報など、どの時点で避難指示を出すのか、また伝達方法、誘導方法についてお尋ねいたします。

それから災害時に備え、防災訓練、防災知識の伝達方法など、どのように実施しているかお尋ねいたします。

次に、他の自治体との防災協定の締結の意義についてお尋ねをいたします。

東庄町は8月4日に神奈川県大井町と大規模災害時の相互応援協定を締結しまし

たと新聞各紙で報道され、町長のブログでも紹介されました。また、今月の広報にも記載されています。

町としては、長野県の飯綱町、埼玉県の志木市に続いて3例目になりますが、防災協定というのはこちらが希望しても相手があるわけで、お互いに納得できる立場、条件がそろわなくては成立しないはずであります。現在の町長は、立場上、全国の自治体との交流も多くあるはずで、その中から距離的なもの、また地理的關係を含めて、締結に至ったのだと思います。我が町が恋をしたのか、大井町が恋をしてくれたのかは知りませんが、異常気象による大規模災害が危惧される中、両自治体にとって有意義な締結になるよう進めていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。防災協定締結により、町へどのような効果があるのかお答えください。

また、大井町を含め、他の自治体に支援を行う場合、どのような体制で支援をするのかお尋ねいたします。

次に、三つの自治体の中で飯綱町とは平成23年に防災協定が正式に締結されました。合併前の旧三水村時代から交流が続いております。本年3月には飯綱町の観光協会、商工会の皆さんが東庄にお越しになりましたし、毎年、両町の交流が生まれております。東庄にないものは飯綱から、飯綱にないものは東庄からと民間交流が活発になっております。新しいものを取り入れることは、地域活性化の面から見ても大変よいこととあります。そんな中から町にとって大きな収穫になることや、新たな発見があるかもしれません。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで最後にお尋ねいたします。現在、飯綱町とは自治体、民間の交流が行われておりますが、志木市、大井町とはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、林議員の質問にお答えいたします。現在、千葉県により指定されている土砂災害警戒区域は、町内で16カ所あり、66世帯が該当しています。

次に、避難勧告や避難指示についてでございますが、発令の基準としましては、

気象庁による土砂災害警戒情報が東庄町に発令された場合や斜面の亀裂、はらみ、湧水、よう壁等にクラックなどの前兆現象を確認した場合に、気象庁の降雨予想データなどをもとに総合的に判断し、避難勧告を発令します。さらに人的被害の発生が予測され、または発生し、住民の生命にさらなる危険が及ぶと認められる場合、土砂災害が発生したとき、または土砂移動現象を発見したときなどの場合に避難指示を発令いたします。

なお、現時点で避難勧告には至らないが、今後の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性がある場合には、避難準備情報として発令いたします。

伝達方法につきましては、防災行政無線、登録制の防災メール、エリアメールのほか、広報車による呼びかけ、電話連絡などにより伝達いたします。

実際の対応といたしましては、台風の場合には進路予報などをもとに早目早目に避難所を設置し、避難してもらうよう努めます。また、集中豪雨が深夜や未明に発生した場合で、必ずしも避難所を開設できない場合や、豪雨の中を移動するのが危険な場合もあります。そのような場合は、山崎議員のご質問でもお答えしましたが、家の中で安全な場所、2階や山側から離れた部屋に移動してもらうことが必要だと思います。

いずれにしましても、危険が迫ったときに自分の命を自分で守る行動をとっていただくことが大事でありますので、広報などを通じて、啓発を実施したいと考えております。

次に、防災協定締結の意義ということですが、東日本大震災による被災地の首長さんのお話を聞く機会がございました。協定を締結した自治体から心温かい支援をいただき、ありがたかった、復興に向け、力をいただいたということでございました。

多くの自治体と協定を締結することは、いざという場合に効果があるものと考えております。

また、そうした際の支援につきましては、相手方に必要な支援を行うこととなりますが、給水車の派遣や物資の支援など、相手方の要望に応じて実施いたします。

次に、防災協定締結の市町村、志木市、大井町との交流についてでございますが、去る8月17日には志木市からバス2台、94人の皆さんに出羽海部屋合宿や枝豆収穫体験のツアーにおいていただきました。

防災協定は、お互いをよく知り、理解しておく必要があり、それが災害支援成功の一つであると思っております。志木市、大井町とも官民で交流を図っていくことが大事であると考えておるところでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

1 番、林俊之君。

1 番（林 俊之君）

ありがとうございます。何点か確認を含めて質問させていただきます。

気象庁の指示で避難勧告とか、避難指示はもうちょっときつい、拘束力のある措置だと思うんですが、最近、その警戒情報の発表の仕方が非常に、私自身もちょっと気になっているんですけれども、この前の広島の高雨のときについては、9月4日、気象庁から記録的な大雨で、30年に一度の異常気象だったと発表されました。それからここ一、二年ぐらいの間に、もう皆さん聞きなれた言葉かもしれませんが、今までの経験のない雨が何々で、直ちに命を守る行動をとってくださいと、それだけ何十年に1回というのが起きていますということなんでしょうけれども、この1年半ぐらいの間に、50年に一度の大雨警報がもう4回出されている。今回30年でいうと5回、恐らくその出し方というのは、それはもう本当に変えなくてはいけない時期にきているのかと思います。

それで、先ほどの担当課長の話の中で、避難指示、誘導するときに、避難所が開設がまだできていないかもしれないという話がありました。それはどういう状況のことを示しているのか。

それから、先ほど山崎議員の中でもありましたけれども、今、災害が深夜、あと未明に起きているのが多い。先ほど課長が言われたとおり、避難するのが危ない状況もある。その場合には自宅で待機して、2階があれば2階、2階がなければしようがないですけれども、それから傾斜地のすぐそばであれば、できるだけ離れたところに場所を移すというか、それはもう自分の家の中では無理なことですから、やはりこれは近所の中で、みんなである程度、訓練を繰り返しながらやらなくてはならないと思うんですけれども、深夜の対策について、もう一度話をいただければと思います。

それから、防災協定の中でいろいろお話をいただきました。課長の話でよくわか

ったんですが、再確認ですけれども、町長のブログの中にも、この後、お互いに協定を結びます。その中でいろいろありますけれども、被災者の救助、また応急対策や復旧に必要な職員の派遣をというふうに書かれていますけれども、これもこの町からじゃなくて、向こうから要請があったら人員を派遣するのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

3点のご質問だと思います。ちょっと漏れましたらご容赦願いたいと思います。

まず、1点目の避難所の開設の関係でございますが、避難所を開設していない場合があって、避難勧告を出す場合もあるかもしれません。それは非常に出しづらいですけれども、国の方では避難所を開設しなくても避難勧告を出しなさいという指示であります。では、どこに逃げるんだということになりますけれども、その場合には、先ほど申し上げましたけれども、2階に行くとか、傾斜地の反対側の部屋に、できるだけ反対側の部屋に行く。2階に行くのは垂直避難というような、そういう呼び方をするんでございますけれども、そういうような場合があるということで、避難勧告をした場合には、できるだけ早く町としては避難所を設置する必要があるんですけれども、それが大雨のときに、また夜間すぐには、言葉では開設と言いますけれども、実際に無理な場合があります。そういうような想定をして避難所が開設されていない場合があるということでもあります。

2点目の深夜の大雨での避難できない対策はというお話でございますが、これも今の件に関して関係があると思いますけれども、深夜、大雨で非常に見通しも悪いときに、避難勧告が出たけれども、住民にしたら避難するのだろうか、避難しないほうがいいのだろうかというのは、各個人の判断に委ねるところが非常に大きくなるというように感じております。もしかしたら垂直避難、遠くへ、避難所に行くより垂直避難のほうが安全だということにもなりかねませんので、その辺も各個人の確認、自分の置かれた状況を個人個人が認識していただくものと感じているところでございます。

次、3点目、防災協定の関係でございますが、救助、応急対策、職員の派遣等についてでございますけれども、全然連絡がつかないような状況というのはちょっと、

そういう異常な状況もあるかしこしませんが、そうしたらもういろいろな形で救助、防災協定にのっとりまして、応援に行くという体制をとりますけれども、とりあえず連絡して、何が欲しいというような形がございましたら、そのリクエストにお応えするというような形をとりたいと。

実は、大井町は茂木町と防災協定を結んだと。東庄町より早く結んだということでございます。その結んですぐぐらいに、茂木町が竜巻の被害に遭って、屋根瓦が相当飛んでしまったということございまして、茂木町から大井町には、ブルーシートが近所のどの商店に行ってもなくなってしまったので、大井町からブルーシートをいただきたいというようなお話があって、大井町の周りにはそういう被害がないのでブルーシートがいっぱい商店に在庫としてあって、それを茂木町さんに持っていったというふうな経緯がございます。なので、そういうような形の、何が欲しいというようなことをお互いによく連絡を取り合ひまして、応援に備えたいというように思っています。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

1 番、林俊之君。

1 番（林 俊之君）

避難所の開設については、できるだけ早目に対応していただいて、よろしく願いしたいと思います。

私のほうは意見と要望を 2 点、申し上げさせていただきたいと思います。

まず 1 点目が、先ほど山崎議員の中でもありましたけれども、シェイクアウトを含めて、防災の訓練を何回も何回も行う、そして危険な場所についてはできるだけ把握をきちんとして、繰り返し訓練を行うということは、やはりそれだけ対応力がついてきますので、出席できなくてもその話を聞く、それで出たときにはちゃんとやる、それを繰り返していけば、本当に自然と対応力がついてくると思います。それが実際に生きてくるはずなので、ぜひこれからもよろしく願いしたいと思います。

それからもう一つは、やはり防災知識の伝達という点が非常に私は今回、大切なことではないのかなと思っております。一つ、千葉日報が読売のコラムなんですけれども、8 月末に被害の遭った広島市安佐南区の八木地区、あそこに昔から大蛇伝

説、大きい蛇の伝説があったそうです。全国各地で大蛇の伝説があるというのは、鉄砲水のことを昔から言うということで、土砂災害が過去にあそこに起きたと。向こうでは蛇王池の碑というのがそこにやはり立っていたらしいんです。9月初めに広島市のほうに電話させてもらって、忙しいところ大変だったんですが、今は確認できない状態。ですから、土砂が埋もれたような状態で、やはりそういうふうに昔からの人たちの言い伝えというのは、そういうものは非常に大切なことではないのかなと思います。

特に東庄町は、大変歴史のある古い町ですから、昔からこういう言い伝えがあるとか、そういうのちゃんと聞いて、できるだけ生かしていく。そして、今後の防災のために何とか使えればなと思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今回の防災協定のほうでは町長ご苦勞いただいたというふうに聞いております。今、3カ所と伺っておりますが、今後のこともあるでしょうし、また、今後の交流が進んでいけば一番いいのかなと思いますので、最後に町長からご意見を聞かせていただいて、質問を終了したいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

先ほど来、災害協定という、防災協定を結ぶために話し合いました。実は、先ほども課長のほうから答弁がありましたように、大井町と栃木県茂木町がこの協定を結んでおりました。結んだ途端に大風が吹いて、竜巻が起き、屋根瓦が飛び、また大きな被害を出したわけでありました。そのときはやはり災害の起きる形が違うものですから、風による災害が非常に多い場所と、あまりそういうことが起きない場所ということがあります。そういうことも含めて、協定を結んだときの話を私は一緒に聞いておりました。できることなら、そういうような、県内ではほとんど手を結んでおりますから、県外で、それも距離数で150キロ、少なくとも200キロ以内で、車に燃料を満タンにすれば往復できる距離が一番いいだろう、そう思っておりました。そうしたら、大井町のほうから、先日一緒にいたものですから、茂木町と協定を結んでいるんだけれども、千葉とやらないかということの話で、実際にはそういうことは既にうちのほうもやっているけれども、結ぼうかということであ

ります。この結びつきというのが、これもちょっとしたつながりがありまして、あえてその町に申し込みをしたり、町の議会がかかわったりということではなくて、お互いに助け合いましょうという一番身近な組み方であります。お互いのことをいろいろ知るといことが、まず第一でありますから、その結んだ後に、町民が行ったり来たり、そしてまた町のことを良く知るといことで、機会があったときには何か用事があればちょっと寄ってみたりという、そのくらいの中でのつき合いがスタートいたします。三水村の場合と全く違っておりまして、交流を結んだ後に災害協定を結んだわけではありますが、実際にはまた飯綱町のほうから、飯綱は牟礼村と三水村が合併してできた町であります。どちらの方が志木市とつき合いがあるのかよくわからないんですが、志木市とそういう形でやっていると。千葉県にはそういう、災害の協定を結んでいないところとして、長い間おつき合いをしていたといことで、飯綱町長の方からそういう話を聞きまして、じゃあ飯綱町長のほうから志木市のほうに案内をしていただいて、この町もできればいかがですかといことで、距離的に長野県の飯綱町までは1日6時間も走らなければならない距離でありますから、そして2時間半も走れば十分行けるという距離間の中で中間的にありますので、では県外の埼玉・長野でつながればいいなと、このような形で結んだわけあります。それも全部承知の中で、大井町がうちの町ともいことでありまして、大井町というのは、海老名のサービスエリアから走って約30分足らずで着きます。ですから、交通の要所の中でも直線になるかとい、距離も150キロといことでありますから、お互いに距離間もそんなにないので、では協定を結びましょういことに相成ったわけです。そういうふうな関係の中で結ばれたわけありますけれども、お互いに災害に対する知識は十分持って、そして相手のことをいっつでも気にとめているいことがまず最良ではないのかなと思ひます。

ですから、長野県で、今、こういう状況である、埼玉県はどうかといことが、他人事ではなくて、そういう協定を結んで心配だなという思ひを持って、考えてあげられることがこの協定の意義ではないのかなと私は思ひています。いざいときは、できることといのはもう限られてあります。ですから、物的なものもあります。とりあえず何が必要かといのは、相手から出てくるようにしてあります。こちらからただ押しかけるやり方ではなくて、それで一番身近な人たちもいるわけですから、そういうようなものがあればいいなと、このように思ひておりま

す。

もっと関係を結べば、郡上のかつての大和町もそうなのでありますが、交流の仕方の中では、地縁というのがございます。要するに先祖がお互いにそういう、地縁性の中にあつたということの交流の仕方があります。ですけれども、いかんせん、丸一日車で走って行かないと着かないというような場所であります。余りにも距離間があり過ぎる。しかしながら、かつての昔の人は二国一城という考え方をしました。二国一城というのは、例えば千葉県で飢饉が起こっている。岐阜県では同じことが起きていないだろうと。要するに、天災が起きてても何をしても、片方でそういうことがあれば、片方が元気にしているかというふうな形で、あえて距離間を置いて、いざ困ったときには自分たちが手を差し伸べるといような関係を結んでいたのが、かつての二国一城という考え方でありました。

私は今の時代、同じような形のものが構築できるだろうと、そういうふうに考えています。そういうことで、これからも、まず結んだ後にはお互いの町民が行ったり来たりができて、また、お互いに存在価値として意識が高まってもらえれば、交流もいろいろな形で始まるんだらうと、このように思っております。あとは住民の方たちにそういうことがスタートしたということをご理解いただいて、これからもまたいい意味で人と町との交流がいい形でマッチするよう、ぜひとも今度はお互いに協力し合っていきたいなど、そういうことでよろしくお願いを申し上げて、ご報告いたします。

議長（鎌形寿一君）

以上で林俊之君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。今後の町政について質問させていただきます。

質問要旨として、東庄町の将来について。町長は現在、千葉県町村会長、そして全国町村会副会長という要職に就かれており、大変お忙しいことと存じますが、本町のことを忘れてもらっては困ります。6期目の出馬に当たり、東庄町の将来について決意のほどを語ってください。百考は一行にしかずという言葉があります。夢物語ではなく、本当に実行できることをお願いいたします。多くの町民は、町長のリーダーシップに期待しています。東庄町の将来について、熱く語ってください。

それでは、(1)教育について。町長は、教育の重要性について常々話されます。私もこの町にとって非常に重要な政策課題であると存じます。児童の数の大幅な減少により、小学校の統合問題が2年ほど前より教育委員会によって検討され、先月、小学校の統合に関する教育委員会の考える統合案が示されました。教育諸課題検討委員会の立ち上げや各学区ごとに意見を聞く会を開催するなどして、いろいろな人の意見を聞かれたと思います。私もその場に居合わせた一人として感じたままを申し上げます。

統合に反対する方も数名おりましたが、大多数の人は統合のメリットに期待して、統合するほうがよいと思っていたのではないのでしょうか。教育委員会の統合案によると、場所は笹川小学校の位置で、校舎はそのまま利用し、ただ校名は、東庄町立東庄小学校ということです。一番経済的で安上がりの方で笹川小学校に決まったことについて、先月23日の教育委員会の説明会では、多くの人々の落胆した意見が述べられておりました。マッチ箱のような校舎と校名の示すように、今までどおりの教育が行われるのかと思うと、非常に残念であり、悲しくなります。

例えば、軽井沢に別荘のような校舎なんていう発想はないのでしょうか。世界に羽ばたく人材を育てたいという、町長は教育に関して特段の思いがあるかと存じます。小学校の統合問題や本町の教育のあり方についてお聞かせください。

(2)医療について。東庄町は、医療については非常に恵まれていると思います。東庄病院があり、香取市と運営する小見川総合病院があります。また、旭中央病院と連携を強めているようです。小見川総合病院の建てかえの話が進んでいると聞いておりますが、本町としては積極的に参加しているのでしょうか。旧小見川町、山田町との合併ができなかったこともあり、心配です。小見川総合病院を今後どのように考えているのかお伺いいたします。

(3)男女共同参画について。本町の人口の50%は女性です。町の委員会や審議会等における女性の登用率は15%以下と聞いております。これでは男尊女卑と思われるかもしれませんが、仕方がありません。今後5年間で50%ぐらいまでの引き上げをすべきと考えます。今、安倍内閣では、成長戦略の一つとして、この男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいるようです。人口減少に端を発して、少子高齢化、小学校統合問題、医療、年金、先行きが不安などなど、いろいろな問題が山積しております。今こそ女性目線でいろいろと考えてみると、新しい展開があるかもしれません。

早急に検討をお願いいたします。

私は、昨年のこの9月議会で男女共同参画の条例の制定を求めたところ、内部で十分検討するという答弁をいただきました。が、現在、どのような状況になっているのでしょうか。お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

それでは、高木議員のご質問にお答えいたします。

ご質問要旨の1点目、教育についての小学校統廃合と今後の教育のあり方についてでございます。

先日、議会全員協議会と住民説明会でご説明させていただきましたが、東庄町の児童数の減少によって、現在の小学校は笹川小学校を除き、四つの学校で全学年が1学級となっており、中には男女の構成が著しく偏った学級があります。さらに神代小学校では複式学級化が懸念されることや、東庄町の人口減少に伴い、今後、児童数の減少がさらに進展していくといった差し迫った問題がございます。町教育委員会では、東庄町教育行政諸課題検討委員会からの答申や意見を聞く会などで住民の皆様からいただいた統合小学校が町の中央に位置し、あるいは小中学校一貫教育の実施をとといった意見等を踏まえ、昨年12月から検討を開始いたしました。

検討に当たっては、全ては児童の教育のためという観点から、今度の児童数の推計等の資料をもとに、先ほど申し上げました現実にある、また差し迫っている諸問題について、それらの早期解消を図ることを最優先課題といたしました。あわせて諸課題検討委員会の答申等を尊重しつつ、東庄中学校敷地への移転や小中一貫教育等の実施の可能性についての検討、さらに町の厳しい財政状況の中で、できるだけ後年度に過大な負担を残さないといったことなどを加味し、諸条件を照らし合わせながら協議を行いました。

その中で、小中一貫教育・小中連携教育については、今後、ある程度時間をかけ、将来的課題として腰を据えて研究・検討したほうがよいという判断に至りました。また、東庄中学校の敷地にまとめるには、大分先でないと困難であり、差し迫った問題に対処できないことがわかりました。したがって、協議の内容については、児

童数が今後さらに減少し、複式学級の発生も見込まれるといったことから、子どもたちのこれからの教育を考え、できるだけ早い時期に1校に統合する。統合に当たっては、既存の施設を最大限に活用し、さまざまな観点から全ての条件を満たす場所を、といったことが中心になりました。

その結果、名称については「東庄町立東庄小学校」統合の時期については平成32年度を目途として、統合の位置については現在の笹川小学校のある位置、校章・校歌・校旗等については新たに作成を、通学方法については、徒歩及びスクールバスによるものという、極めて現実的な案を示させていただいたところでございます。

また、今後の東庄町の教育のあり方ですが、先ほど申し上げましたように、小中一貫教育や小中連携教育等については、国において教育再生実行会議の第五次提言等も出されております。今後の国の教育施策の動向を見ながら、小学校統合の作業と同時並行しつつ、将来的課題として今後、研究・検討を行うことといたしました。

どうぞご理解賜りますよう、お願いいたします。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

続いて、質問要旨2点目の医療についてお答えいたします。

質問のありました小見川総合病院の建て替えにつきましては、本来ならば香取市東庄町病院組合議会で質問していただく内容ですが、本年6月に設置された国保小見川総合病院建て替え整備検討委員会に健康福祉課長も委員として出席しておりますので、私の立場から現在の状況をご説明申し上げます。

まず、委員会の委員の構成は、医療関係者6名、住民からの一般公募で佐原地区と小見川地区から各1名、組合長が必要と認めた者として、東庄町と山田地区から各1名、行政機関と小見川総合病院から6名の計16名となっております。東庄町からは、町で推薦した東庄町区長会長の吉田武夫さんと、行政機関の代表として健康福祉課長が委員となっております。第1回の委員会は、7月23日に開催されました。内容は、委員会の今後の進め方、病院の現状についてなどございました。今後の予定としましては、来年1月までに4回の委員会を開催し、今年度内に基本構想及び基本計画の策定を予定しております。

なお、11月に開催予定の病院組合議会で委員会の中間報告があると聞いておりますので、本議会においての町の考えをお答えするのは控えさせていただきたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、男女共同参画についてご答弁申し上げます。

町では、この4月から男女共同参画担当係長を設置いたしまして、男女共同参画の推進に取り組んでいるところでございます。男女がともにその能力や個性を十分発揮できる環境づくりは、地域の元気、活性化につながるものと考えますので、女性の登用や社会参加の促進に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

ただいま私、1回目の質問をさせていただきましたが、私の質問のポイントを何かつかんでいないと思うんです。教育委員会もそうです。健康福祉課もそうです。今、総務課、答弁いただきましたが、私が言っていることに答えておりません。ですから、もう一回質問させていただきます。

教育委員会においては、教育諸課題検討委員会並びに意見を聞く会で得られた意見を中心に検討されたと聞いておりますが、なぜ途中から反対方向に向かったのでしょうか。伺いたいします。

民主的な物事の進め方とか、民主主義等について、子供たちに教える立場の教育委員会としては、今回の小学校の統合問題の進め方について、どのように思っているのでしょうか。また、教育委員会では、民主主義についてどのような認識をお持ちなのでしょうか。伺います。

これは本当に一番大事なことだと思います。子供たちの教育がかかっているわけですから。しっかりと答えてください。

それから、2番目の病院問題です。小見川総合病院の今後についてお聞きしたと

ころ、お答えすることができないということですが、町民はこの問題について、本当に心配しております。小見川総合病院の建てかえに積極的に参加しているように感じられません。こんな重要な問題について、お答えできませんということは、病院組合からの離脱もあると思ってしまう。再度、お伺いいたします。小見川総合病院の今後についてお答えいただきたいと思います。よろしく。

それから、3番目の男女共同参画についてですが、これも残念ながら、私の言っていることに対して全然答えておりません。残念です。去年の9月議会に私はこの場で、男女共同参画条例の制定について質問したんです。そうしたら、その当時の課長さん、内部で十分検討されますということと言ったんです。そのことを聞いているのに、全然答えておりません。何でなのでしょう。議事録を見ていただければちゃんと書いてあることですので、この男女共同参画条例について、どうなのでしょう、やる気があるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺のことをぜひ述べてもらいたいと思います。私は去年からもう1年たっている。それでことしの4月から、その共同参画の部署を設けたということなんですけれども、これは十分検討するということなので、その辺はもうはっきり1年以内にやりますとか、そういう答えを私は聞いているんです。ぜひ答えていただきたいと思います。

今、国でも安倍政権が女性の大臣の活用についても、5人の大臣の活用を聞いている。一生懸命やっているわけです。ぜひこの男女共同参画条例について、もっと積極的にやってほしいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

ただいま議員の2回目のご質問にありました。答えになっていないということでございますけれども、まず、諸課題検討委員会のことは、議員は意見を聞く会のご意見を踏まえてということについて、反対側に向かっているんじゃないかというようなお尋ねでございますけれども、教育委員会としてはそうは考えておりません。先ほど教育長から申し上げましたように、例えば小中一貫教育、小中連携教育につきましては、今後、ある程度、時間をかけて研究、検討を行っていきたいということと、東庄中学校の敷地にまとめるということにつきましては、やはり状況を考え

ますと、やや少し先になってしまうということで、現実的な問題に対処できないということを申し上げているわけでございます。いろいろと皆さんそれぞれに夢をお持ちだと思うんですが、夢もいきなり、すぐには実現はできません。やはり一步一步着実に現実を踏まえて進めてまいらねばならないところと考えております。

また、三つ目の民主主義についての考えでございますけれども、これは当然、民主主義の世の中でございます。多くの意見は尊重し、参考にさせていただきながら、教育行政を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

先ほどの答弁につきまして、再度答弁させていただきます。

小見川総合病院の建て替えにつきましては、先ほども申しましたように、病院組合議会でご議論させていただき内容だと考えております。あえてこの場での答弁を控えさせていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

町では、今まで担当係長を設置しておりませんでしたけれども、4月から担当係長を設置しました。このこと自体が進歩というふうに考えていただきたいと思います。このことが町の姿勢ということでご理解いただきたいと思います。男女共同参画計画というような、条例の前につくるような形のものもございまして、鋭意検討する所存でございます。ご理解いただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

何かちょっと私の質問に対して、みんなピントが外れているなと思っております。2回の質問しかできないということで、これはやむを得ないのかなと思っていますけれども、でも、男女共同参画については、ただ担当係をつくったからいいという問題ではなくて、ぜひ推進していただきたいと思います。それだけ要望しておきま

す。

それから、最後に、町長に対して、私は質問をぶつけたと思うんですけども、小学校の統合問題や本町の教育のあり方等についてお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

学校の統廃合でございますけれども、やはり住民の、町民の皆さん方の声を聞くということで、教育委員会が説明をして、ご意見を聞いたと、このように理解しております。私は子供を育てるときに一番大事なことは、そこに住む大人たちの理解力なのであります。大人の人たちがそれを理解して、応援してあげない限り、立派な教育は、私はできないと考えております。学校と家庭だけで、よく教育をするということを言われますけれども、一番大事なことは地域社会であります。その中で子供は育んでもらいたいですから、それをまさしく理解してあげること。

私は今までのこの町の経緯を申し上げます。旧庁舎は昭和40年に建設をされ、計画して10年かかりました。中学校の統廃合は40年にスタートして、建設が終了したのは49年でありました。10年余りかけて一つの役所をつくり、学校をつくってきた経緯があります。それは、今、議員のおっしゃられるように、そこに住む方たちのいろいろな意見を集約していくとそこにたどり着くわけでありましてけれども、それでも賛成、反対はあったと、このように聞いております。場所を一つつくるのにどこがいいか、結果、中学校は町の真ん中につくればいいという結果になったと思います。その真ん中が町にとって中心ということであれば、全て真ん中がいいのかということに相成ります。ある金融機関の職員に聞きました。私どもの営業する支店をつくる場合は、そこが一番効率よくて、仕事上に便利なところにつくるといようなことでありました。もし中心に支店をつくったら、全ての機能を倍以上駆使しないと、この町の状況把握はできないだろうといようなことを言われました。それを考えると、そこに住む方たちがいかにしてこの子供たちが今よりもいい教育を受けて、友達もたくさんできて、そして周りの応援を受けて、伸び伸びとその小学校の時代を送れるかどうかというのがかかっているんです。これを一番理解してあげるのは、そこに住む人から、親から、おじいさん、おばあさんから、そして通わせている子供を持つ父兄の皆様方の応援であります。また、本当にその

小学校、中学校、各学校を卒業した人たちは、今もこの学校に対しての愛着を非常に持っています。ですから、それを一緒にして、これからの子供たちにかけてあげるべきだと私は思います。それに執着すると、どんなにいい話をしても、一つにまとめ切ることができない、このように思っています。議員各位にもお願い申し上げたいと思います。いい子供たちを、東庄町のこれから、未来をつくる子供たちを、議会も、地域住民、町民もみんなで支えていただいて、一本化して、より早くこれをまとめていただければありがたい、このように考えているところであります。以上であります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

10番、鈴木です。昨今、元総務省、増田寛也氏の論文により、衰退する地方自治体がこれになります。千葉日報によると、千葉県でも県央道の場合はブラックゾーンと言っています。町立は自治体ですから、町立はないにしても、広域に耐え得る財政力が乏しい自治体は、自助、共助、公助といえ、どうやりくりしても行政サービスに限界があり、衰退してもいたしかたないと思います。

本町でも数年のうちに給食センターの建設や廃校による小学校の借り手が見込まれると思うので、次の事項について質問したいと思います。

財政について。質問要旨、今後10年間の年度ごとの財政推計、現状と予測について伺いたいと思います。

歳入合計（町税、地方譲与税交付金・町債・繰入金・その他）、歳出合計（人件費・扶助費・公債費・物件費・補助費・普通建設事業債、その他）、歳入差引額、基金取崩額、借入金額、収支、歳入合計等、歳出合計プラス基金取崩・借入額。なお、基金残高合計、財政調整基金、減済基金、その他、特定目的基金、定額運用基金等、各項目は100万単位化を限定して回答いただきたいと思います。

次に、質問2になりますが、我が国は高齢化に向かい、医療費の増大は想像をはるかに超えるところであります。本町国民健康保険手続年間被保険者1人当たり年間医療費の推移は20年度20万7,528円。23年度は25万3,601円。年ごとに増大してきているところであります。

そこで特定健康診査、特定保健指導は平成20年4月から義務づけられ、個別契約の委託で無料実施され、第一期計画が25年3月で終わりました。第二期計画がスタートされ、安心して暮らせる我が町として、疾病の予防と医療の充実で健康長寿を目指しているところですが、厚労省では、メタボリック症候群や予備軍と判定され、保健指導を受けた人たちで問診・面接を受け、運動や食事を見直した、男性で2割、3割、女性で3割、4割、1年後に予備軍未満に数値が大幅に改善したと公表しています。

特定健康診査、メタボ検診について、対象者数、受診者数、要指導者数について、5年(22年から26年)の推移、成果を伺います。

続いて、二つ目、要治療者の心臓、肝臓、腎臓、前立腺の推移(人数と割合)を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席で質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

鈴木議員の質問、1項目めの財政についてお答えいたします。

今後10年間の財政推計、現状と予測についてということでございますが、今後の財政推計は現在のところ作成しておりません。不透明な経済情勢や変革する社会情勢のもと、歳入面では税制改革や地方財政計画、歳出面では特別会計、組合への繰出金といった、外的不確定の要因がございます。

なお、決算状況の推移について、過去の経緯から大規模な普通建設事業や大震災による災害復旧といった要素を除外して判断すると、今後の財政推計としては、財政規模は若干縮小していきませんが、財政運営は健全な状態を維持していくものと考えておるところでございます。

近年の財政状況を見ますと、人件費の削減、起債の新規借入を抑制し、財政調整基金に積み増しを行っております。今後についても、臨時的な財政需要に対応できるよう、住民福祉の増進を図りながら、経費節減を継続した行財政運営を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

続きまして、質問事項の2番、特定健康診査についてお答えいたします。

最初に5年間の対象者等の推移と成果ということでございますが、平成21年度の対象者は4,098人、受診者は2,055人、受診率は50.1%でございました。5年後の平成25年度には、対象者3,866人、受診者が1,907人、受診率は49.1%となっております。成果といたしまして、町で行う特定保健指導、これの対象者が減少したことが上げられます。平成21年度が351人だったものが、平成25年度には322人まで減少しております。この対象者のうち、実際に指導を受けた利用者、こちらは平成21年度に54人でございました。それが平成25年度には144人と大きく伸びております。

また、相談率につきましても、平成21年度に15.4%だったものが平成25年度には43.8%まで比率を高めることができております。特定保健指導の対象者が減少するとともに、対象になった方がきちんと指導を受けることで、さらに減少するという傾向、よい循環が見られます。これは住民の皆さんがご自身の健康に関心を持ち、健康に対する意識の高まりを表していると言えます。

生活習慣に気をつけることで、長期的には医療費の抑制、医療費の適正化に結びつくものと考えております。

町民の皆様が健康管理に関心を持ち、健康に暮らせるよう、今後も特定健診などを通じまして、意識の向上を目指し、事業展開に努めたいと考えております。

次に、質問要旨2番の要治療者数の心臓、肝臓、腎臓、前立腺の推移ということでございますが、特定健康診査は、メタボリックシンドローム予防の目的がでございます。検査もそれに見合った検査でございます。そのようなことで心臓病等の疾患を発見、あるいは特定する検査ではございません。よって、直接的な数値は、こちらの方では把握しておりません。ただ、検査の過程で血圧であるとか、脂質代謝など、9項目の検査が出ております。その数値というものをこちらで把握しております。その結果に基づきまして、基準値の範囲外の数値が出た方、こちらに関しては、医療機関で受診するよう、勧奨を勧めているところでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

全く財政については推計を押さえていないという答弁でございました。しかしながら、財政の裏づけなくして計画は立てられないと私はかように存じております。そういうことですので、今後についての住民福祉のためとは言いながら、経費節減を継続した財政をする、一般の家庭でも家族計画を立てるのは当たり前ですよ。そこで10年後の計画が無理というのなら、既に26年度から28年度ぐらいまでの短期プランでも、このアクションプランでももう既に数字が出ていると思うんですよ。そういうことで、10年間の計画ができないならば、5年間単位で具体的なその見通し、ぜひこれを今言ったような数値でぜひ出してください。

何のために、場当たりの存在で、これは財政運営をやっているんですか。それでは決算が終わって、6月になってまた補正予算、補正予算、こんなことを繰り返してやっている。確かな計画を立てて、見通しを立てて、それにのっとって、もちろん平素の努力ですよ。そうしたらその時点で超過分のものを調節して計画を立てていく。これが筋じゃないですか。ただ場当たりの、ふだん大福帳的にやっているような、いい加減のようなぞんざいな計画を立てられてるんじゃ、町民として納得できませんよ、推計なくして運営なし。どうですか。せっかく町長がいるから、見解をぜひ伺いたいですね。

特に5年間の財政推計と学校の立地の問題、あるいは給食センターの問題もあらうと思うので、普通建設事業費なども借りている、学校給食センター、特に国からの学校等文教施設補助金、統合による小学校の義務教育施設整備事業費の補助金、あるいは地方債を手当するのか、財政調整基金を取り崩して手当するのか。いいですか、進捗を把握しないで何もしないで財政調整基金を積み立てるほうが、一生懸命やっていて余剰分を財政調整基金に積み立てる。こういうのもあるんですよ。だから、そういうところをしっかりと計画も、つまり場当たりにわかりません、わかりませんで、これをもって一般住民は納得しますか。ガラス張りの行政、財源や施策まで見える、いかに見える化、これを見て、納得するんですよ。そんな事業のスクラップ・アンド・ビルドをどのように具体化していくのかも踏まえて施策や事務

事業の精査を行うのでなければ、実行責任を果たしうることにならない。しっかり対処していけばいい。その辺のところ、財政について質問します。

それから、厚労省は来年3月までに医療費削減効果についての調査結果をまとめるということでした。それでまとめて今のところわかっているのは、国民健康保険者1人当たり、年間医療費の数字が、20年度が20万7,528円、21年度が22万5,666円、22年度が23万3,531円、23年度は25万3,601円、これは確実に増大しているんですよ。もちろん、特定健診をやって、特定をやっている人たちは幾らかずつでも減少しています。だけれども、必ず特定健診をやると、3割負担は町ですよ。年齢別状況、23年度の受診率、47.9%、40歳から50歳、42.4%、55歳から75歳、55.6%、受診者数、対象者の約半数で、実施が少ないのは健康保険の絡みか、これはなぜか。目標値の設定が低過ぎではないのかどうか。

それから2番目に、保健指導受診状況、23年度の受診率、20.4%が何でこんなに低いのか。23年度、算定メタボ予備軍数1,552人、30.45%。毎年、受診者数が3分の1、受診者数がですよ。メタボ検診は本町独自に検診を追加して、回数をふやすのが可能かどうか。今、構造改革特区を申請する、だから、うちの町もどうせやるなら改革プランに修正したらどうですか。

それから、診査は委託した集団検診以外に該当しないのかどうか。これらをもう少し柔軟な対応で、それこそ特区を活用してやれるような方策をとってやればと思います。

ということで2回目の質問を終わらせていただきます。ちょっと2回目の質問で声が大きくなりましたけれども。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

何点かご質問ございました。漏れておりましたら大変失礼ということで、ご勘弁願いたいと思います。

26から28年ぐらいの短期プランでもできないかということですが、現在、計画行政についてということで、総合計画の実施計画を皆様にお配りしているところですが、そういうものにのっとりまして、3年間の計画を立てて

いるところでございまして、今のところ、短期の推計ということを出しておりません。

あと、場当たりのにやっているということではございません。努力してやっているものでございます。

あと、6月補正、あるいは9月補正で補正ばかりしているということではございますけれども、補正につきましては、内部でよく検討しまして、これについては必要でございますので、皆様方にご提案する次第でございますので、住民に係るような補正もでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

また、町民として、住民として財政について納得できないというようなお話でございますが、今までの決算の状況をわかりやすく説明しまして、健全な状況であるということをご理解いただくよう、努めてまいりたいと思っております。

あと、小学校の整備についてのお金の問題がございましたけれども、まだ統合問題も始まったばかりということで、今、いろいろと議論しているところでございまして、計画につきましてはの規模とか金額とか、全然未知数でございますので、その辺の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、再質問のほうですが、5点ほどあったかなというふうに見ております。大きく分けると、対象者、受診者の減少の問題、あとその率の問題、これが一つ。それとあと個別受診ですか、独自の施策の関係。それとあと集団検診以外にはだめかという、そのような項目ではなかったかと思っております。順次答えさせていただきます。

答える前ですが、前提で申し上げますと、千葉県での普及でいいますと、東庄町の特定健康診査、この受診率は県下で1位でございます。2位と大きく開きがございます。そういった統計があるということをご承知いただきたいと思っております。

先ほどの答えですけれども、特定健康診査の対象者、そして、健康指導、これが減少している、あるいは率が低い、そういったご指摘でございますが、国民健康保険の被保険者数が、それ自体が現在減少しております。減少の一因としては、その

ような要因も十分考えられるところでございます。

これについては、先ほど鈴木議員もおっしゃっておられましたので、町の方としても同じ考えを持っております。

また、指導対象者の減少というのは、保健指導や各個人が自分の健康管理を行いまして、良好な状態の方が増えつつあるという見方もできるところでございます。

指導の実施率が低いということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、平成21年度に指導対象者が351人、指導がございました。そのうち指導を受けたのが54人。これが平成25年度には、指導対象者が210人に減少しております。指導を受けた方が141人。54から141まで増加をしております。特定健診、健康指導、それぞれの効果があらわれつつあるのではないかというふうに見ております。ただ、いずれにしても、ご本人の健康に対する意識、これが大きく影響するものと感じております。

次に、個別健診の追加をしてはどうかというご質問だったと思います。

これにつきましては、先ほど冒頭でも申し上げましたが、東庄町は千葉県下でも1位の受診率、だからといって、町の方としてもこれに満足しているわけではございません。今まで以上の受診率向上を目指しまして、今年度から新たな取り組みとして、健康診査の日程を1日多く、今年度は設けました。さらに未受診者の方を対象に再度推奨を行いまして、後でもう一日、検査を実施する予定でございます。

個別受診に関しましては、人間ドックのように認めているものもでございます。集団健診と個別受診の問題ですけれども、双方のバランス、効果、それから検査の結果の情報提供など、そういったものを含めまして、今後、総合的に判断する必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、財務のほうでちょっと提案と要望ということで。

財務情報の分析、計画の上向きとなるものであり、計画期間中の見通しや特定事業のスクラップ・アンド・ビルドをどのように一体化していくのかの前に、施策や事務事業の推測を行うものでなければ、実行責任を果たしているものではないと。

私はそういうふうに考えているんですよ。それで、行政の情報の公開、特に財政の見通し、ガラス張り、要するに公開ですね、これを進めていただいて、特に26年度から28年度の3年間の推計もでき上がっていると思うので、それに伴う財政推計のほうを数字で、文書でつくっていただきたいと思うんですが、どうですか。これは要望です。

それから、特定健診についてですが、高齢化により医療費の増加は避けられません。特定検診推進による医療費の一層の削減を進めたいのも、さらなる普通特定健診の推進に当たってほしいと思います。

要望として提案というか、東庄病院との連携により、未受診者を東庄病院で受診させる。本町独自に、これは個別受診を認めてはどうかという提案です。もちろん、これは構造改革特区として、町長はもう全国町村会副会長さんでいるんで、この辺のところは十分ご承知だと思うんです。構造改革特区を介して、医療特区の設置をすれば、希望が認められなければしょうがないけれども、そういうことです。

それから、最近、こういう話もしたかったんですけども、指先検体測定というか、そういうのが新しく厚労省でも認めてきているようですけれども、こういうキットを助成して、どんどんコレステロール血症とか、キット商品で検査してもらう。結局、高額医療費がどんどん出るような、いろいろな病気があります。そうすると、こんなキットを1個買ったって三千何ぼぐらいなんですよ。これが一旦病気になりますと、重症患者になると大体1カ月で60万から90万出ると、高額医療費自己負担分もいるので、とてもじゃないけど、そういうことを考えて、踏まえてください。ぜひこういうキットの助成も考えていただけるとありがたいなと思います。

いろいろ民生委員さんにも動いていただいているんでしょうけれども、保健推進委員などもぜひ組織化とか、町内で何人とか、そういうふうなあれでぜひ進めただければ、それこそ我々、どんどん高齢化に向かって、安心して暮らせる東庄町にできると思うんですよ。ぜひその辺のところを、これは要望としてお願いして、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は14時40分とします。

(午後 2時32分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、特別委員会調査報告、東庄町議会議員の定数に関する検討調査についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議員定数検討調査特別委員会委員長、鈴木正昭君。

10番(鈴木正昭君)

それでは、議員定数検討調査特別委員会調査報告を行います。

議員定数検討調査特別委員会として、継続調査をしましてまいりました東庄町議会議員の定数に関する検討調査について、その経過と結果を申し上げます。

平成25年12月13日の特別委員会設置以来、4回の委員会を開催し、種々の観点から鋭意検討を重ね、8月28日に開催の第4回委員会で結論を得ました。

このたびの議会議員定数に関する検討調査については、地方自治法の改正による議員定数の上限数規定の撤廃、及び合併後の地方公共団体における議員定数の相次ぐ削減への見直しという社会情勢があり、前回、平成18年の財政の逼迫という問題のときとは背景が異なる面があります。

このことから、議員定数の検討に当たっては、住民福祉の向上のため、議会機能の維持・向上を図るという視点から、議員みずから検討することといたしました。また、議員定数を改正する場合に当たっては、行政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮することといたしました。さらに議員定数の基準は、人口・面積・財政状況及び事業の課題並びに類似団体の議員定数と比較検討し、決定することとし、これらを当委員会の基本的考え方としており、検討・調査を続けてまいりました。

第1回委員会では、正副委員長の選出と継続調査の申し出を行い、第2回委員会から実質・検討・調査に入りました。第2回委員会では各種データの比較検討を行いました。主なものを申し上げますと、本町と県内の全町村及び近隣市の人口及び有権者数、農家数及び事業所数、国調人口及び2025年までの推計人口、地方税並びに人件費及び議会費等であります。これら各計数のそれぞれの各市町村の議員

定数に対する割合を比較検討するとともに、各市町村の財政状況及び議員報酬・特別職給料月額も参考といたしました。

これらの指標をそれぞれ本町の数値と比較検討し、各委員には自由に所感・意見などを述べていただきました。あわせて今後の委員会の進め方を協議するとともに、定数の検討・調査に当たっては、さきに述べました3点を基本的考え方とすることで合意に至り、これに沿った各委員の考えをさらに深めることとし、散会しました。

第3回委員会では、近隣市町の議員定数の検討状況を調査・確認するとともに、削減した事例について、その経緯・結果等を可能な範囲で調査しました。その後、各委員のご意見を伺いましたが、議会活動と本町の将来を見据えた議員定数のあり方とその定数についてさまざまな意見が出されました。

このことから、本件については、さらに議論を深める必要があることの判断から、6月定例会時の全員協議会で、議員各位に中間報告をし、各委員は議員同士はもとより、議員みずから検討することとはいえ、民意を尊重することも重要との考えから、町民と積極的に対話し、みずからの意見をまとめることとし、散会しました。

第4回委員会では、これまでの委員会での検討・調査はもとより、各委員のあらゆる機会を活用した議員同士の意見交換、さらには町民の声を聞くなどの活動を通して得られた個々の最終的なご意見を伺いました。その内容を要約して申し上げます。

人口の減少傾向は避けられないことであり、議員定数の削減はやむを得ない。また、議会活動の視点から見ると、14人が適当と考える。町民の意見を聞くと、議会に対する叱咤激励とともに、定数を削減すべきとの意見が多いことから、14人とすべきである。二人削減することで、議会活動が停滞することはあってはならないし、また14人の議員個々の活躍に期待したい。近隣市町の議員定数の削減状況から見ても、削減すべきである。2常任委員会制をとっている各委員会運営においても、7人ずつにした場合でも、それほど弊害が出るとは考えにくい。

以上のような意見が交わされ、東庄町の置かれた現状の分析、また議会、委員会機能の維持・向上等これら諸条件を考慮し、民意を反映させる場としての機能を有する議会の議員数について、現行議員定数16人を二人削減し、次回の一般選挙から議員定数を14人とすることで賛否を問うたところ、当委員会においては全員賛成により、次回の一般選挙から東庄町議会の議員定数を14人とすべきものと決定

しました。

以上で議員定数検討調査特別委員会の調査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、以上の報告をもって調査を終了することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、東庄町議会議員の定数に関する検討調査については、これを終了することに決定しました。

日程第7、発議第2号、東庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

ここでお諮りします。

本件については、さきに報告された特別委員会調査報告と内容が重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、東庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(鎌形寿一君)

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。ここで教育委員長、向後元道君の退席を求めます。

(教育委員長 向後元道君 退席)

議長(鎌形寿一君)

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第2号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育委員長であります向後元道氏の委員としての任期が9月30日をもって満了となります。適任であると考え、再任いたしたく提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで、教育委員長、向後元道君は入場してください。

(教育委員長 向後元道君 着席)

議長(鎌形寿一君)

日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第10、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま議題となりました諮問第2号及び第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

このたび2名の方が平成26年12月31日をもって任期満了となることから、引き続きお願いするということで、候補者として推薦するものでございます。

諮問第2号の渡邊昌代氏は、平成21年1月1日に人権擁護委員をお引き受けいただき、現在は香取人権擁護委員協議会で会の財務を監査する監事に就任されております。渡邊氏は、誠実に地域社会に貢献しようとする意識の高い方でございます。

諮問第3号の石毛正明氏も、平成21年1月1日人権擁護委員をお引き受けいた

だき、現在は香取人権擁護委員協議会で子ども人権委員会委員長に就任をされております。石毛氏は社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様方の意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第2号及び第3号については、正規の手続を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

日程第11、議案第23号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてから日程第14、議案第26号、東庄町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定することについてまで、以上4案を一括議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第23号から議案第26号までの条例制定及び廃止について、提案理由を申し上げます。

平成24年度に制定をされた子ども・子育て支援法及び改正児童福祉法により、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されることに伴い、国が定める基準をもとに上程いたしました三つの条例を市町村で制定することが義務づけられました。

あわせて、この新制度の開始に伴い、今まで市町村で定めていた保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

議案第23号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについては、認定こども園や保育施設等の利用定員や運営に関する基準などを定めるものでございます。

議案第24号、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについては、放課後児童クラブの従事職員の要件や設備の基準、開所時間及び日数などの支援の範囲などを定めるものでございます。

議案第25号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについては、家庭的保育や小規模保育などの従事職員の要件や設備の基準などを定めるものでございます。

議案第26号、東庄町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定することについては、これまで保育の実施に関して市町村が条例で定めておりましたが、子ども・子育て支援法及び改正児童福祉法の規定により、国が定める事由に基づき、保育の実施をすることになったため、町の条例を廃止することとしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案書の6ページをお開きいただきたいと存じます。

東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、内容をご説明申し上げます。

この条例は、子ども子育て支援法の規定に基づき、認定こども園や保育所などの特定教育・保育施設と家庭的保育や小規模保育などの特例地域型保育事業の利用定員や運営に関する基準などを定めるものでございます。

第1条から第3条までは、定義、一般原則などを規定しております。第4条は、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準。第5条から第34条までは、運営に関する基準。第35条・第36条は、小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育または教育を提供する場合の基準を規定しています。第37条は、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準。第38条から第50条までは、運営に関する基準。第51条・第52条は、小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合の基準を規定しています。

附則については、施行期日と特定保育所に関する特例、施設型給付費等や小規模保育事業C型の利用定員などに関する経過措置を規定しています。

続いて、議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。

東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、内容をご説明申し上げます。

この条例は、改正児童福祉法の規定に基づき、放課後児童クラブの従事職員の要件や設備の基準、開所時間や日数などの支援の単位などを定めるものでございます。

第1条から第5条までは、定義、一般原則などを規定しています。第6条は、非常災害対策。第7条・第8条は、職員の要件等。第9条から第17条までは、設備や備品、運営などに関する基準を規定しています。第18条では、開所時間及び日数を規定し、第19条から第21条までは、保護者との連絡、関係機関との連携などについて規定しています。

附則については、施行期日と職員に関する経過措置を規定しています。

続いて、議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、内容をご説明申し上げます。

この条例は、改正児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育・小規模保育などの従事職員の要件や設備の基準などを規定しており、市町村が事業認可を行うことにな

ります。

第1条から第21条までは、定義、職員の要件、運営に関する基準などを規定しています。第22条から第26条までは、定員5人以下の家庭的保育事業の設備の基準や職員の配置、保育時間などを規定しています。第27条は、定員6人から19人の小規模保育事業の区分を定め、第28条から第30条までは、小規模保育事業A型、第31条・第32条は、小規模保育事業B型、第33条から第36条までは、小規模保育事業C型の、それぞれの設備の基準や職員の配置、利用定員などを規定しています。第37条から第41条までは、保護者の自宅で保育を行う居宅訪問型保育事業の運営に関する基準を規定しています。第42条から第48条までは、事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業の利用定員、設備、職員などの運営に関する基準を規定しています。

附則については、施行期日と食事の提供や連携施設などに関する経過措置を規定しています。

続いて、67ページをお開きください。

東庄町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

これまで保育については市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童について実施することとなっておりましたが、子ども子育て支援法及び改正児童福祉法の規定により、国が定める事由に基づき、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することとなったため、町の条例を廃止することとしたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第23号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、東庄町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第27号、東庄町防災会議条例及び東庄町災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第27号、東庄町防災会議条例及び東庄町災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

平成24年6月に災害対策基本法が一部改正されたことに伴い、本町の防災会議条例及び災害対策本部条例において、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、議案書の69ページをお開きいただきたいと存じます。

町長の提案理由にありましたように、平成24年6月に災害対策基本法が改正されました。この改正は東日本大震災の経験を踏まえたもので、大規模災害に対する即応力の強化や被災者対応の改善といった内容でありました。これに伴い、本町の防災会議と災害対策本部条例の一部を改正する必要性があり、今回、所要の改正をお願いするものでございます。

第1条で東庄町防災会議条例の一部改正を、第2条で東庄町災害対策本部条例の一部改正を規定しております。

それでは、内容につきまして参考資料でご説明いたします。参考資料の1ページをお開きください。

最初に、防災会議条例の改正ですが、第1条の改正は、水防法の引用条項で改正するものでございます。

第2条は、防災会議の所掌事務で、第2号、町の地域に係る災害が発生した場合

において、当該災害に関する情報を収集することという規定を、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改正し、第3号、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べることを追加するものです。これにより、第2号より以下の号を繰り下げることといたします。

第3条は、委員に関する規定ですが、次の2ページをお願いいたします。

第9号で、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者を追加しております。

本町では、これに該当する方を任命しておりますが、改めて規定をするものです。これにより、改正前の第9号を第10号に繰り下げしております。

第6条は、前各条とこの条例の表現を改めるものでございます。

続きまして、災害対策本部条例の改正ですが、第1条は引用条項の改正です。第4条は、現地災害対策本部について規定を追加したものでございます。

これにより、第4条が第5条に繰り下がると同時に、前各条をこの条例と表現を改めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第27号、東庄町防災会議条例及び東庄町災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第28号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第28号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、県税条例の一部が改正されたことに伴い、個人町民税の寄付金控除の対象に幼保連携型認定こども園を追加すること、また個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度につきまして、社会情報等の変動に伴い、平成26年度をもって当制度を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

町民課長、多部田秀也君。

町民課長(多部田秀也君)

それでは、私のほうから議案第28号の内容についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、個人町民税の寄付金控除の対象に幼保連携型認定こども園を追加することについて、それと個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度廃止の2点でございます。

参考資料の3ページをお願いいたします。新旧対照表により説明をさせていただきます。

最初に第34条の7、第1項、第1号の改正は、千葉県県税条例の一部が改正され、個人県民税の寄付金控除の対象に幼保連携型認定こども園が追加されたことに伴い、個人町民税の寄付金控除に係る指定を県と同一の基準にするための改正であ

ります。

この改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行日から適用とするものでございます。

次のページをお願いいたします。参考資料４ページです。

第４２条、第２項及び第３項並びに第７０条、第２項及び第３項の改正は、個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度の廃止に関する改正であります。前納報奨金制度は、税収の早期確保や納税者の納税意欲高揚など、これを目的といたしまして創設されたものでありますが、制度創設時と社会・経済情勢が変わり、廃止するものでございます。

現在、千葉県内の大部分の市町村で制度が廃止されておりまして、今年度は県下５４団体中７団体のみが実施している状況であります。このうち２団体につきましては、今年度中の廃止を既に決定しております。このような情勢下、本町におきましても平成２６年度をもちまして、前納報奨金制度を廃止しようとするものでございます。

この改正は、平成２７年４月１日から適用するものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第２８号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第29号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令の出産育児一時金に関する規定が改正されたことに伴い、東庄町国民健康保険条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、議案第29号に係る内容説明を申し上げます。参考資料の5ページをお開きください。新旧対照表で説明を申し上げます。

今回の改正は、第7条の出産育児一時金39万円が40万4,000円に改正されるものでございます。これは産科医療保障制度における分娩機関の掛金見直しが行われまして、現行、掛金3万だったものが1万4,000円引き下げられまして、1万6,000円にかかります。同時に、出産育児一時金の総額につきましては、現在の42万円を維持する方針が示されております。

本来であれば、産科医療保障制度における掛金の額が減額されることで、分娩費用も減少するわけですが、出産育児一時金の上限42万円を維持するため、

現行の39万円の出産育児一時金を、差額分1万4,000円を引き上げまして、40万4,000円に改正し、交付水準を維持しようとするものでございます。

なお、この改正は、平成27年1月1日から施行いたします。

ご審議の上、可決くださいますよう、お願いします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第29号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第30号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第30号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の

一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、病院使用料の適正な確保のため長期入院選定療養費の規定を追加し、あわせて文言の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、病院事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長（鈴木和雄君）

それでは、議案第30号に係る内容説明を申し上げます。恐れ入りますが、参考資料の6ページをお願いいたします。新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条、第1項で、1点単価を規定してございます。この最初の1点単価を、診療使用料は、法令等により算定した額とし、1点単価は次のとおりとする。に改正し、なおかつ、ただし、法令等に特に定めのある1円単位まで徴収する一部負担金については、算定した額に1円未満の端数があるときは、当該1円未満の額を四捨五入して得た額とするを加えるものでございます。

この改正は、この1点単価が健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第1医科診療報酬点数表の点数のことであるので、より適正な文言に改定しようとするものでございます。

また、1円単位の部分につきましては、通常医療の場合、一部負担金につきましては10円単位でございますが、高額療養費が現物給付化になってから負担限度額を超える場合、つまり高額療養費に該当する場合、限度額を超える部分の医療費の1%を加算した金額が窓口負担となるため、1円単位の一部負担金が発生いたします。

また、この場合、1円未満の額を四捨五入すると規定するものでございます。

次に、第6号として、長期入院選定療養費を加えることについてでございますが、これは入院期間が180日を超えた場合、入院基本料の15%がカットされるため、この分を患者負担とするものでございます。

厚生労働省は入院医療の必要性の低い、患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図る観点から、180日を超える入院については、患者の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することができることとしました。

それは平成14年10月から施行されておりますが、東庄病院では今まで該当する患者がございませんでした。今後、必要と見込まれますので、改正しようとするものでございます。

なお、施行期日は本年10月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

すみません、質疑じゃないんですが、参考資料の方の文言がちょっと、改正案のところが議案書と違っていると思うんですけれども。今、説明がなかったので、一応。6のところですか。厚生労働大臣じゃないかと思えます。

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長（鈴木和雄君）

大変失礼申し上げました。改正案第6号、「厚生と有働大臣」を「厚生労働大臣」に訂正、同じく第6号の診療報酬点数表による通算対象入院料の「通産」の「産」が誤っております。「計算」の「算」に訂正いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

参考資料の文言の違いということでもありますので、まず、「通産」の「産」は「算数」の「算」、その次に厚生労働大臣というのが本当であります、「厚生と有働大臣」、これを「厚生労働大臣」に訂正してください。

それではもう一度。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第30号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第31号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第2号）から、日程第22、議案第34号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上、4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第31号から議案第34号まで、一般会計のほか特別会計3件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,555万5,000円とするものでございます。

今回の補正では国県の補助金を活用して行う事業や住民の保健衛生、生活道路等に係る経費について予算計上しております。また、4月の人事異動に伴う人件費の補正並びに平成25年度決算を踏まえての財政調整基金への積み立ても補正いたしました。

まず初めに、予防接種に係る補正でございますけれども、高齢者肺炎球菌と水痘ワクチンについて、法改正に対応するための経費を計上いたしました。

次に、住宅用太陽光節電設備設置補助金でございますが、当初予算において計上

いたしております。今回、基数を増やし、増額する補正となっております。

次に、観光関係でございますが、県の補助金を活用し、観光協会特別事業補助金を補正し、観光アドバイザー、モニターツアー等の事業を行います。

続いて、土木関係では、橋梁の点検業務や改良工事に向けての測量、調査、設計に係る経費を計上しております。

最後に、財政調整基金の積み立てでございますが、この後、認定第1号でご審議をいただきます平成25年度一般会計の決算の剰余金額を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。

財政調整基金は、将来の計画的な財政運営を行うため、あるいは不測の事態に対応するための財源であり、財政状況を踏まえ、積み立てが可能なときは積極的に積み立てを行い、今後も臨機応変に対応できるよう、備えてまいりたいと考えております。

以上、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

続きまして、議案第32号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,566万円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費の増額補正を行うものでございます。

続きまして、議案第33号、平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万3千200円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,746万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では1款・事業費で、職員の人件費等を増額補正するものでございます。

歳入では、3款・繰越金で、歳出で計上した人件費等の不足する財源を前年度繰越金で充てるものでございます。

続きまして、議案第34号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ987万円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,562万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容ですが、歳出では1款・総務費で職員の人件費等を減額補正し、5款・諸支出金では過年度分の介護給付費等の返還金を増額補正するものでございます。

歳入では、3款・国庫支出金と5款・県支出金で過年度分の介護給付費の追加交付金を増額補正、7款・繰入金では職員の人件費等の減額分を一般会計へ戻し入れるための減額補正をし、8款・繰越金では過年度分の介護給付費等の返還に不足する財源を前年度繰越金で充てるものでございます。

以上、議案第31号から議案第34号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好。

総務課長（金島正好君）

それでは、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第2号）の内容について、説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げます。議案書の84ページをお願いいたします。

今回の補正では町長の提案理由にもございましたとおり、職員の4月の人事異動による人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、19節の総合事務組合の負担金に計上しており、総額で1,357万3,000円となっております。

そのほか一般会計から特別会計への人件費繰出金の補正として、3款・民生費で国民健康保険特別会計繰出金が66万円の増、介護保険特別会計が247万7,000円の減となっております。

なお、以降はこれ以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

1款・議会費でございます。1項1目・議会費の11節、印刷製本費5万3,000円。これは議会だよりを12月発行分から2色刷りに変更するための増額分と

なっております。

続いて、2款・総務費、1項5目・総務管理費、企画費で、自治会等集会施設整備事業補助金22万円。竜神台青年館のトイレ改修工事に対する補助金で、事業費の4分の1を補助するものでございます。

85ページをお願いいたします。

2項2目・徴税費、賦課徴収費の23節、過誤納還付金・加算金で226万4,000円、法人町民税や固定資産税の大口還付があり、予算不足となったため、補正をするものでございます。

86ページをお願いいたします。

3款・民生費、2項1目・児童福祉費、児童福祉総務費の需用費44万円と役務費1万円は、6月に補正いたしました保育士等处遇改善臨時特例事業の事務費相当分の追加補正となっております。

87ページをお願いいたします。

4目・児童福祉施設費の13節、放課後児童健全育成事業委託料77万2,000円。ゆめゆめクラブ（笹川中央保育園）とすぎのこクラブ（橘保育園）の放課後児童クラブ事業について、当初予算から増額となる経費の補正でございます。

次に、4款・衛生費、1項2目・保健衛生費、予防費は肺炎球菌ワクチンと水痘ワクチンの予防接種に係る費用となっております。法改正により対象者が増加することや、任意から定期予防接種に変更となり、11節及び12節では諸経費を、13節委託料は水痘ワクチンの増加にかかるもの。20節・扶助費では肺炎球菌ワクチンの増加にかかるものについて補正しております。

次に3目・環境衛生費の補正ですが、住宅用太陽光発電設備設置補助金160万円。当初予算に計上している事業ですが、今回新たに10件分を見込んで計上してございます。

88ページをお願いいたします。

5款・農林水産業費、1項1目・農業費、農業委員会費の13節、農地台帳システム整備事業委託料48万6,000円。これにつきましては、法改正に対応するためのシステム改修委託料となっております。

続いて、3目・農業振興費で、産地整備支援事業補助金23万7,000円。園芸事業者の省エネルギー機器購入費への助成で、県費補助金によるものとなっております。

ります。

次に4目・畜産業費で薬剤と消毒用機器で59万3,000円。PED、豚の流行性下痢対策のための動力噴霧器と薬剤の購入経費で、2分の1の県費補助となっております。

89ページをお願いいたします。

5目・農地費、13節で農地利用図面作成業務委託料43万2,000円。人・農地プランを作成及び更新するため、必要な農地利用図や関連図面のシステムデータ作成業務委託料となっております。

次の19節・農地・水保全管理協議会共同活動支援負担金45万2,000円は、窪野谷と新宿の環境資源保存会の交付金となっております。

続いて6款・商工費、1項3目・商工費、観光費では、消耗品費10万円と観光協会特別事業補助金300万円。事業といたしましては、観光アドバイザーや観光モニターツアー、アニメ天保水滸伝NEOのストーリー制作などを行うものでございます。事業費の3分の2の県補助がございました。

90ページをお願いいたします。

7款・土木費、2項2目・道路橋梁費、道路橋梁維持費の13節、橋梁点検業務委託料200万円。当初予算に計上しておりました事業ですが、省令により点検内容が変更となり、委託経費が増加したことによる補正となっております。

次の3目・道路新設改良費の13節で1,300万円。町道0103号線、工業団地の先、小南地先でございます。その測量、地質調査、設計業務の委託料を新規に計上しているものでございます。

次に91ページをお願いいたします。

9款・教育費に入りまして、2項1目・小学校費、学校管理費になります。13節で樹木管理業務委託料58万7,000円。安全管理のため、樹木点検を行った結果、笹川、石出、神代小学校において伐採の必要があると思われ、補正するものでございます。

次に15節・教育施設維持補修工事費で122万6,000円。4件の工事がございまして、神代小ののり面の補修工事、笹川小のプールろ過ポンプ用のモーター交換工事、石出小のグラウンドトラック補修工事、橘小の校長室エアコン交換工事の経費となっております。

次の2目・教育振興費で、教材用備品費20万5,000円。笹川小学校の家庭科用ミシンや図工用の糸のこぎりを購入する予算の補正となっております。

92ページをお開きください。

3項1目・中学校費、学校管理費の15節・教育施設維持補修工事費の155万5,000円。これにつきましては、テニスコートの支柱が破損したため取りかえるものでございます。それと家庭科室の調理台のレンジの交換としてでございます。

続いて、5項4目・社会教育費、文化財保護費、19節で19万5,000円。これにつきましては、無形民俗文化財保存伝承事業補助金でございまして、笹川神楽保存会で大拍子太鼓と、その太鼓を置く台を購入する経費を補助するものとなっております。

93ページをお願いします。

6項3目・保健体育費、学校給食費では、臨時職員賃金108万2,000円及び9節で費用弁償(旅費)として7万2,000円。これにつきましては、人事異動による職員減を補うため、新規に臨時職員2名分の賃金を計上しております。

次の11節で修繕料100万円と被服費10万2,000円。センターの機器の劣化・損耗による更新があったため、不足する額を計上するものでございます。それと先ほどの臨時職員用の被服費でございます。

歳出の最後、12款・諸支出金、1項1目・基金費の財政調整基金積立金1億円と奨学基金積立金120万円。平成25年度の決算を踏まえまして、財政調整基金に1億円を積み立てるものと、この後の歳入でご説明しますが、指定寄付のありました120万円を奨学基金に積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金の平成25年度末の現在高は12億298万円でございますので、新規積み立て後は、13億298万円となります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の82ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、2項2目・国庫補助金、民生費国庫補助金の4節・児童福祉費補助金の保育緊急確保事業補助金の33万7,000円は、歳出で申しあげました、保育士等処遇改善臨時特例事業の補助金となっております。同じく4節も放課後児童健全育成事業費等補助金266万6,000円は、歳出の放課後児童健全育成事業の国庫補助でございます。

当初予算では県補助金を計上していましたが、一部が国庫補助に変更となったた

め、組みかえるものでございます。

次に、15款・県支出金、2項2目・県補助金。民生費補助金の5節・児童福祉費補助金のうち保育士等処遇改善臨時特例事業補助金5万6,000円は、先ほどの国庫補助金にもございました保育士等処遇改善臨時特例事業の補助金でございます。

同じく5節の放課後子どもプラン推進事業費補助金のマイナス450万9,000円と、放課後児童健全育成事業費等補助金266万6,000円は、歳出の放課後児童健全育成事業の県補助金に係るものですが、マイナス分は補助金が廃止になり、新たに国と県の補助金、放課後児童健全育成事業費等補助金が新設されたことによる組み換えによるものでございます。

次の3目・衛生費補助金の4節・環境衛生費補助金70万円は、住宅用太陽光発電設備設置事業の補助金となっております。

続いて4目・農林水産業費補助金、1節・農業委員会補助金48万6,000円。歳出で申しあげました農地台帳システム整備事業委託料の補助金となっております。

次の2節・農業振興費補助金23万7,000円、農業振興費で補正しました産地整備支援事業補助金の財源となっております。

次の5節・農地費補助金48万7,000円のうち3万5,000円は農地費の保全管理状況図作成委託料の財源、人・農地プラン見直し支援事業補助金45万2,000円は、同じく農地費の図面作成委託料等の財源となっております。

次の8節・畜産事業補助金29万6,000円。畜産業費で補正しました防疫薬剤と消毒用機器購入費に対する補助金となっております。

続いて、5目1節・教育費補助金、社会教育費補助金13万円。文化財保護費で補正しました笹川神楽保存会への補助金の財源となっております。

続いて、7目2節・商工費補助金、観光費補助金200万円。観光費で計上しました観光協会特別事業補助金の財源となっております

続いて、17款・寄附金で、指定寄付、教育関係ということで120万円。奨学基金のためにということで指定寄付をいただいています。

次に、18款・繰入金、1項3目・介護保険特別会計繰入金でございますが、前年度の介護給付費等の精算による返還金として575万円を繰り入れるものでございます。

最後に、歳入が歳出に不足する1億3,925万円について、19款・繰越金で補正するものでございます。

以上で一般会計の補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(鎌形寿一君)

町民課長、多部田秀也君。

町民課長(多部田秀也君)

それでは引き続きまして、議案第32号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。最初に歳出から説明いたします。議案書の100ページをごらんください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費45万5,000円の増額でございます。

8款・保健事業費、3項・保健センター事業費、1目・保健指導事業費20万5,000円の増額でございます。これはどちらも人事異動に伴います給料・手当等の人件費の補正で、歳出総額66万円を増額補正でございます。

99ページをごらんください。歳入でございます。歳出の増によりまして、不足する財源66万円を9款・繰入金、2項1目1節・一般会計繰入金を充当しようとするものでございます。

ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案第33号、平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)について、内容をご説明申し上げます。議案書の108ページをお開きいただきたいと思います。歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費23万2,000円の増額は、1項1目・一般管理費で臨時職員1名の退職と正職員1名の採用予定による人件費等を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は23万2,000円の増額、歳出合計で1,746万4,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。107ページをお開きいただきたいと

存じます。

3款・繰越金23万2,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費等の不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は23万2,000円の増額、歳入合計で1,746万4,000円となります。

以上で平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

続きまして、議案第34号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、内容をご説明申し上げます。議案書の116ページをお開きいただきたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費249万円の減額は、1項1目・一般管理費で職員の異動等による人件費等の補正によるものでございます。

次に、3款・地域支援事業費1万3,000円の増額についても職員の異動等により人件費等を補正するものでございます。

続いて、5款・諸支出金1,234万7,000円の増額についてですが、117ページをお開きください。1項2目・償還金659万7,000円の増額については平成25年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金、2項1目・一般会計繰出金575万円の増額についても平成25年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算に伴う一般会計への返還金を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は987万円の増額、歳出合計で11億8,562万3,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。115ページにお戻りください。

3款1項・国庫負担金92万2,000円と5款1項・県負担金154万5,000円の増額については、平成25年度分の介護給付費の確定・精算による追加交付金を補正するものでございます。

次に、7款・繰入金、1項3目・その他一般会計繰入金247万7,000円の減額については、職員の異動等による人件費等の減額分を一般会計へ戻し入れするための補正でございます。

8款・繰越金988万円の増額については、平成25年度分の介護給付費等の精

算による返還に不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は987万円の増額、歳入合計で11億8,562万3,000円となります。

以上で、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議案87ページの衛生費の予防接種委託料なんですが、高齢者の肺炎球菌ワクチン、国の施策で5年刻みに助成することで増額になる可能性ということなんですが、うちの町はもともとは希望者がワクチンを接種して、最初2,000円ぐらいだったのが現在6,000円、去年あたりまでなっていたかと思います。1件あたりの。今までは希望者は受けられたわけですがけれども、これから5歳刻みになると、5歳、5歳の年齢に合わない人、間の年の人は受けられないということにするのか、それとも今までどおりにやるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

今、山崎議員さんからご質問のありました高齢者の肺炎球菌感染症に関するワクチンの予防接種ですが、10月から定期予防接種にかかりますということで、今回の措置をいたしました。今まで任意の予防接種ということで、議員さんおっしゃったように6,000円の補助ということは、今年度、3月まで引き続き控除の対象といたします。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

では、来年の4月以降は、5歳刻みの年度に合わない人は接種できないというこ

とでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

議員さんのおっしゃるとおりであります。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それはちょっとどうなのかなと思いました。5年であれば必ず受けられるんですけど、1回は受けられるんですけども、今までは希望者ができていたのができなくなるというのは、ちょっと後退するのかなとも思いましたのでお聞きました。うちの町はほかの町よりも助成の金額も大きかったと思うので、これまでは先進的に進めてきたもので、逆に今度はちょっと後退するのかなというのがありましたのでお聞きしました。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

今、議員さんおっしゃられたとおり、医療の質の後退につながると思います。今後、今までの任意事業につきましては引き続き対応していきたいと考えたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

任意事業で、そのまま継続ということであれば大変すばらしいと思いますので。了解いたしました。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

89ページ、19節・負担金補助及び交付金となっています。農地・水保全管理協議会共同活動支援活動支援負担金となっておりますけれども、これの活動内容に

ついて、ちょっとご説明願えますか。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それではご説明申し上げます。これにつきましては、今回の補正につきましては、窪野谷環境資源保全会と新宿区環境資源保全会に対する事業ということで、この事業につきましては、それぞれ受益地を確保しておりまして、その中において除草作業や環境保全事業、そういった活動に対して補助金を交付するものでございまして、今回、窪野谷が新規に行う事業、新宿地区につきましては引き続き行う事業について補正を行うものでございます。

事業内容につきましては、今、申し上げました除草作業や道路補修、または環境美化ということで、その地元の保全会において実施する事業でございます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

これが町の負担金だと思うんですけども、これのもとといたらおかしいんですけども、これは農林水産省と関係あるんでしょうか、それとも環境省でしょうか。その辺のことをお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

これにつきましては、農林水産省の所管の補助金でございます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それともう一点、伺っておきます。これ、農林省のほうからどのくらい補助率というか、補助が来るんでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

この補助金につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということになっています。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

そうしますと、その土地改良区の面積とか、反当幾らで支給されるんでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

これにつきましては、実施する面積に対して、水田で10アール当たり3,000円が交付されるということでございます。それで最後に精算という形になる予定でございます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

わかりました。どうもありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

訪問看護ステーション特別会計についてお聞きします。昨年度、臨時職員が退職して正規の職員を採用するというお話があったんですが、ひとつその辺の事情というか、臨時職員、ちょっとちらっと聞いた話だと、臨時職員では訪問看護が大変なので正規職員にかえるんだというお話を聞いたんですが、その辺の事情はどうなっていますか。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

以前から訪問看護ステーションの臨時看護師さんにつきましては、なかなか定着できない状況が続いていまして、今年度も7月18日をもって臨時職員の方がやめられてしまいました。なかなかその方の採用についても、以前からもそうなんです

が、なかなか募集をかけても集まらないという状況の中で、縁故関係、いろいろ使って何とかお願いしてきた状況なんです。訪問看護は今、在宅医療が結構どこの市町村も大切になってきております。その中で看護師の定着性で、今現在、二人しかおられないんですけれども、やはり二人で活動しなくちゃいけない利用者さんもおられます。その中で二人体制では厳しい状況ですので、正規職員の方の採用を今、募集している状況でございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

ということは、今現在は二人の看護師で回っていて、新しい、もう一人というのはまだ採用、見つかっていないという状況ですね。それで24時間動かしているんですね。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

東庄町の訪問看護ステーションの場合には、24時間体制というよりも、緊急時は当然、伺うような形で自宅待機というような形をとっております。ですので、今の二人体制では厳しい状況であります。それで、今現在、募集をかけているんですけれども、現在のところはまだ応募のほうはないということです。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第31号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を採決し

ます。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成26年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 4時26分 延会)